

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に係るヒアリング(21)」
2. 日時：令和4年8月9日（火） 14時00分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階旧審議官室（TV会議により実施）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
（原子力規制部新基準適合性審査チーム）
古作企画調査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、上出安全審査官、高梨安全審査専門職
日本原燃株式会社 小山 理事 再処理事業部副事業部長 他15名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html
- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）
「日本原燃（株）から廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000082.html
- ・ 令和4年8月3日
「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に関する資料提出」

- ・ 令和4年8月4日
「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請(有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用)に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月5日
「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請(有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用)に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、録音を開始しました。
0:00:03	規制庁高橋です。それでは、ヒアリングを開始したいと思います。本日は、平成平成7、令和3年4月28日に申請のあった、
0:00:15	最初歳出有毒ガス防護等の変更許可に係る紙資料の事実確認を行うヒアリングを行います。
0:00:24	まず先立ちまして、規制庁側の参加者を紹介いたします。ウェブから、古作調査官、タジリカミデフジワラ、本庁からタカナシが参加しております。
0:00:36	日本原燃側の方から出席者の紹介と、それから本日の議題達成目標等についてご紹介をお願いいたします。
0:00:48	はい、日本イシハラでございます。日本原燃側の出席者でございますが、コヤマ、ホリグチ、タマウチ、ミタニ犬秦。
0:00:59	遅れ、トリハラ、天田。
0:01:02	フクイトビナイ、タキサワ、オオバ、フナミズ、スモモザワ、あとイシハラでございます。
0:01:11	本日の資料でございますが、令和4年8月3日ですかね、に出させていただきます。
0:01:20	整理資料を2、
0:01:23	特にこの城戸あと5日に提出したのもございますが、整理資料の中の、特に補足説明資料について修正をしたポイントだけまず、それぞれの条文ごとに説明をさせていただいて、す。
0:01:39	事実確認の方に入らせていただければと思います。以上です。
0:01:44	はい。規制庁高橋です。それではですね今お話がありました、お話がありました通り、提出いただいた資料のうち、変更のポイントですね。
0:01:55	をまずご紹介いただきたいと思います。よろしく申し上げます。
0:02:01	はい。日本原燃タマウチでございますよろしく申し上げますまず第9条のですね、整理資料から説明させていただきたいと思います。
0:02:10	冒頭ございますように補足の変更点を説明します。
0:02:14	ページでですね、128ページからになります。
0:02:22	はい今回の変更点のポイントなんですけれども、この補足説明資料5-9というのは、有毒化制限のですね特定をするためにですね、
0:02:32	そのプロセスを、
0:02:33	解説した補足集になるんですけれども、別紙にですね細かく発生元の表ですとか情報を小分けにしておりましたので、それを一つのストーリーにまとまるようにですね本文の方に動かしたということが1点目です。

0:02:46	2点目は、中ほどにですね、選定のプロセスを示しましたフロー図がございますが、そちらをですね、
0:02:53	文章中の表ですとか、項目と対応を取って見やすくしたということが2点目。
0:02:58	3点目がですね、別紙3に、
0:03:02	調査した化学物質のですね、どのように調査をしたかというエビデンスをですねつけさせていただいておりますサンプルです。
0:03:09	はい。四つ目がですね変更点ではちょっとこちらから訂正箇所がありますことで1点。
0:03:14	ご紹介したいと思う
0:03:16	話をさせていただきたいと思っております。
0:03:19	はい。
0:03:20	まずですね資料ちょっとざっと見ていただくと、129ページからですね。
0:03:25	始まってますけれども、2ポツでですね、
0:03:28	必要な化学物質を抽出していて、
0:03:31	その中身がですね例えば134ページのように表第2表ということで、
0:03:36	タンク類の抽出結果というものを本文中に出ております。
0:03:40	この表の中でですね中ほどに、溶解槽、循環ポットというものがあると思うんですけれども、
0:03:46	こちらのですね、こちらのエビデンスをした後の方のですね別紙3というところにつけておまして、ちょっとだけ紹介しますと、264ページをご覧いただければと思います。
0:04:01	264ページにはですね。
0:04:05	ご覧になりますでしょうか表がですね載っております、
0:04:09	こういった調査票をもとに
0:04:12	こちらで設計情報を調べておまして、これのもとになる分が続いて、265ページにありますような、
0:04:18	構造の情報となっておりますこっから情報を引っ張ってきているということになりますこういったサンプルをそれぞれの発生元について、
0:04:25	一つずつつけているということになります。
0:04:28	入ってまた本文に戻っていただきまして、
0:04:31	2ポツで発生元を、の広報をですね抽出した後で、
0:04:36	そのあとにですね204ページをお願いします。
0:04:40	204ページにですね、フローがございまして、こちらで、どのように、

0:04:45	化学物質有毒ガスの発生元をですね吊るす抽出したかというところを示しておりました、
0:04:50	それぞれですね箱の横に項目番号ですとか、すいませんちょっと編集上の都合で右上の2ポツ2ポツ1項の下に表番号があったんですがちょっと消えてしまって大変申し訳ないです。
0:05:02	表の番号ですとかそういったものをですね、つけさせていただいて見やすさを向上させましたと。
0:05:07	ということになります。
0:05:09	はい。あとですね最後ちょっと適正化があるということで申し上げたいのが、
0:05:15	ページ番号でですね、
0:05:18	242ページになるんですけども、
0:05:20	242ページにですね、有毒ガスの発生元となる反応生成物の表というものがございまして、
0:05:26	こちらの建屋ごとに、何と何が反応して、どういうガスが発生しますかというものをですね、まとめた表になっております。
0:05:35	この中で、
0:05:36	一部ですねずっとこちらの反映水で入ってない、例えばリン酸と熱の反応度なんですけれども、こういったものが一部抜けてございますので、こちらは大変申し訳ないです適正化させて、
0:05:48	しっかりとさせていただきますということになります。結果についてはですね全く影響はない話ですので、
0:05:54	はいすいませんがよろしくお願ひします。9条については以上になります。
0:06:01	はい規制庁高橋ですありがとうございます。
0:06:04	それではただいま机上のところでの説明がありましたがただいまのところでは資料に関しましてコメント確認等ございましたらお願いします。或いは
0:06:14	もう少し関連するところをまとめて説明していくということであればそういうことでも構いませんが、お願いします。
0:06:25	規制庁カミデです。とりあえず計上ということで話を聞きますけど、
0:06:31	九条今説明後補足を-9がメインで、
0:06:39	ストーリーチェックに資料の構成をわかりやすくという姿勢はいいんですけどまだ、
0:06:47	しっかりやりきれていないなという構成のところは
0:06:54	構成のところと、

0:06:56	あとはちょっと中身に関する確認をちょっと喜多通りしていきたいと思います。
0:07:02	まず、
0:07:03	133 ページですけど、
0:07:07	ここで
0:07:09	第 2 表から 6 票で、ほかにも 9 票とかあるんですけど、それで、
0:07:16	それが、
0:07:18	次のページからですね、ずっと続いているんですけど、まず表のタイトルが、2 号炉票というよりは項目番号と対応する形。
0:07:31	要は、第 2.2 点。
0:07:34	1.1-1 表とかですね、そういった形で
0:07:40	表のタイトルをこの説明項目に対応するのか、要は敷地内の固定元及び稼動元に対する表なんだなというのが、
0:07:49	わかるように表の番号を工夫してもらうことと、あと表も長いので、各ページに表のタイトルを入れてもらって今何分の幾つですよと。
0:08:02	というのがわかるようにしてもらいたいと思いますけど、よろしいですか。
0:08:07	はい日本メンタまず最小しましたご指摘の通り見にくいので、直させていただきたいと思います。以上です。
0:08:17	はい。規制庁神戸です。
0:08:19	次にですね少し進んで 149 ページで、その表の中身の話なんですけど、
0:08:29	廃液類に関してはこれ、ノートがバーになっちゃってて、
0:08:36	何でバーでいいのか、これでちゃんと評価対象すべきものが、
0:08:43	ちゃんと
0:08:45	選定できるのかっていうのがよくわからない、ないんですけど、この辺りって事業者はどう考えてます。
0:08:54	はい。日本原燃タマウチでございます。ご指摘ありました廃液につきましては、受け入れ側の所掌にあるものよりもですね薄くなるのが自明なので、
0:09:04	その他のところに包含されるというところで今バーにはなっているということになります。ですので、評価上ですね、
0:09:12	他のメインのタンクに比べれば影響が少ないというところの考えでバーにしているということになりますただ一方で、書けるところの濃度ですね例えばアルカリ系とかも濃度をかけるんでしょうけどちょっと、
0:09:23	今倍になってるところがございますので、そういったところはしっかり

0:09:27	数値をいっぱいですし、今申し上げたような考え方は明記するようになりたいと思います。以上です。
0:09:35	はい。規制庁カミデです。阿藤。
0:09:38	一つページを戻って148ページだと、今度要領の方がバーになっちゃったりしてるので、基本的にそのバーのところは、
0:09:49	何かしら説明がないとということだと思いますので、その辺りこの表に限らず、必要なところは対応していただきたいんですけど、よろしいですか。
0:10:01	はい。日本原燃タマウチです承知しました要領の方も、連続処理なので書いてなかったりはするんですけども、書ける範囲で、しっかり書かせていただきたいと思います。以上です。
0:10:14	はい。規制庁カミデです。あと、
0:10:17	安易なんですけど、149ページとかだとリットルと立米っていう形で、
0:10:28	なってますが、その他行くと、キロリットルとかですね、
0:10:34	なってるので、基本的に立米を使うのであればキロリットルを並べた方が数字としての大小関係としては回り程度見やすくなると思いますし、
0:10:48	あと
0:10:50	同じ廃液であっても、これ立米とリットルで使い分けてるっていうのもよくわからないんですけど。
0:10:56	ちょっとそのまず使い分けて何か考えあるんですか。
0:11:01	はい。日本原燃タマウチでございます。単位の使い分けについては、こちらのエビデンスになっている、情報元の方でどう表記されてるかを、そのままちょっと書かせていただいているところがございまして、
0:11:13	ちょっと見やすさという観点で配慮が足りていないということになります。
0:11:18	おっしゃる通りですね、リットル立米だったら、もうキロリットル＝立米で直して、一律見やすくした方がいいと思いますので、
0:11:26	表によって投票する単位をちょっと見てですね、わかりやすいように統一したいと考えています。以上です。
0:11:35	はい。規制庁カミデです。ちなみにそのエビデンスから引っ張ってきてるっていうのがあるんですけどそのエビデンスの中で、
0:11:45	立米だったり、kLリットルで統一されてないっていうことなんですけど、美田数、これ図面とかだと思ふ、施工図面みたいのがついてましたけど、
0:11:58	そこでの単位の考え方っていうのは、どういうルール付けでなっているのかもしくは、あまりルールがないまま、実際図面は、

0:12:10	あってってということなのか、実情はどうなってますか。
0:12:16	日本原燃高松でございます設計図書の方の日付はですね設計管理基準の方とかで、書き方が決められていてそれに従ってるんだと思うんですけども、
0:12:29	多分、大小の関係ですとかそういったところの書き分けだと思います。
0:12:35	以上です。
0:12:40	はい。規制庁のカミデです。
0:12:43	その辺で言うと、エビデンスの話でいくと、企画、260、
0:12:51	2ページあたりからですかね、話があって、この単位に統一するっていうことを、
0:12:58	ある程度読み、読み換えるということであれば、
0:13:02	読みかえるといっても日当KLとかそんな話ですけど、ここの、
0:13:10	別紙4ですかね。
0:13:12	エビデンスからどういう情報取ってきますって、どういうふうに情報取ってきますよっていう説明の時にそういったところもちゃんと説明を加えて、
0:13:22	流れがわかるように、説明の構成を作ってもらえればと思いますけど、よろしいですかね。
0:13:31	はい。日本原燃の文字です承知しました別紙3の方で、エビデンスから具体的に数値の単位換算する場合にはその部分を解説するですとか、
0:13:40	情報の流れがですね、わかるように留意したいと思います。以上です。
0:13:47	はい、規制庁カミデです。
0:13:49	あと別紙に飛んだのでちょっと同じところで話を聞きますけど、264ページには
0:13:58	表があってですね、
0:14:01	265ページは施工図。
0:14:05	まずこの表と施工図の関係、あと先ほど見ていた第2表、
0:14:13	なりの調査結果の表と、この表なり施工図の関係っていうのを、ちょっと解説してもらえますか。
0:14:27	はい。日本原燃タマウチでございます265ページのまず図面がございまして、
0:14:33	こちらから必要な情報を調査した結果を吸い上げて一覧表にしたのが264ページにございます。
0:14:41	表になっております。
0:14:43	これを各関連する弊社内の下からですね、集めた上で、最終的なアウトプットの第2号ですね、というものを作っているんですけども、

0:14:54	第2号については、えっとですね、134ページをご覧になっていただきますと、
0:15:01	こちらの、134ページ、ちょっと先ほども、構造図がですね、ちょっと機器名称とか見えにくいんですけども、134ページの、中尾にあるですね溶解槽循環ポットというものが該当してございまして、
0:15:15	こちらに書いてある、濃度ですとか、容量というものが、しっかりその図面から、その中間の表を経て、
0:15:23	表の第2表の方にですね落とし込まれていますというのを説明したかということになります。以上です。
0:15:32	藤規制庁上出です。そうすると264ページの表は、そちらの作業場の
0:15:41	中間生成物でしかなくて、表との対応でいうと、265ページなりの図面から持ってこれるっていうことであれば、
0:15:52	特に中間生成物は示す必要がなくて、別メインから持ってきましたよという説明があればいいですし、
0:16:01	図面にマークしてあるところも要は第2条なり第3表とかって言っているところで使っているところだけ、マークをしてもらえればと思います。今現状は264ページの表を、
0:16:15	に落とし込むときに、落とし込む情報をマークしてるようなんですけど、
0:16:21	264ページの表の内容すべてが表1、協賛表2とか表3に行っているわけではないので、
0:16:32	今回メインである調査で、
0:16:36	調査の結果の表ですね表、表3、
0:16:39	で使ったところは図面のどこから持ってきてますと。
0:16:43	いうところを示してもらえればと思いますけど、こちらの意図は伝わってるでしょうか。
0:16:52	はい。日本原燃タマウチでございまして。
0:16:55	ご指摘いただいた通りですね必要などころとのエビデンスのですね紐付けをしっかりとわかるように、作らせていただきたいと思います。
0:17:05	ですので264はこの場合はなくしてですね、265と、第2条といったものをしっかりと紐付けるようにします。
0:17:13	それでですねちょっとこれ以外のエビデンスを見に行くと、実は施工図面というよりは、
0:17:19	その調査して取りまとめた表聞き取りの表をですね、エビデンスにするところもございまして、

0:17:26	そういったところはその表がちゃんとどのように作られたかというですね、品質上のプロセスがわかるようにして、表をつけさせていただくという、
0:17:37	ふうにしようと思いますけれども、それで、大丈夫でしょうか。以上です。
0:17:43	規制庁上出です。尾藤。265以降の話でいうと、
0:17:52	何かたくさん同じようなものがついてますけど、図面から持ってきてますっていうものは1例があればよくて、
0:18:04	273ページとかもこれも、
0:18:09	設計と書記が一緒ですから、
0:18:12	あまりそんなたくさん例示があるものではなくて、
0:18:17	図面との経路が違うものでいうと、285ページとかですね、この辺は、
0:18:25	そちらの設計当初とはまた違うもので、こういうものから持ってきてますっていうふうにちゃんと1例として挙げてもらって、
0:18:34	ということです。
0:18:36	先ほど説明にあった時もあるって、
0:18:42	井鳥によって作った表とかっていうのは、どのことを言われているのかがよくわからないですけど、具体的にちょっとページ数を教えてもらっていいですか。
0:18:54	はい。日本原燃タマウチでございます。ページでいきますと286の表ですとかあと288の表ということでシェア狂いですとか、
0:19:04	こちらは敷地内可動元のエビデンスの方になってます。はい。以上です。
0:19:13	はい。規制庁上出です。
0:19:17	何ていうか、
0:19:20	必ずしも当初じゃなくてもよくてこれ言えば、200、
0:19:27	96ページの表と言えば
0:19:31	これはあれですよ、やはりタイトルこれ第7表って言うてるから、
0:19:36	本文中というか前半部分の第7表とこれ、一応対応とれてるんですかね表の番号は、
0:19:49	日本原燃タマウチです。
0:19:51	とですね、第7表ちょっとお待ちくださいいません。
0:19:55	そこの対応がとれるようにちょっとすいません。せ作ってはいなかったんで、
0:20:00	須賀。

0:20:01	取れてないですねはい。ちょっとそういったところはもうちょっと丁寧にしたいと思います。今現状は対応はとれておりません。第8表になります八ヶ。はい。以上です。
0:20:11	はい。規制庁深見ですその辺最初に言った。
0:20:15	話にも壊れますけど表のタイトルとかは、丹念付けがわかるようにしてもらえればと思いますけど。
0:20:24	206、286 ページで言えば第8表の日ですので、第8表に書いてある情報っていうのは、どういうふうにとってきましたかっていうことを
0:20:34	説明してもらえればよく、必ずしも図面だデータシートだっていうことではないですからそこがちゃんとわかるように、
0:20:44	ということなのでよろしくお願いします。
0:20:49	はい。日本原燃のタマウチです承知しました。以上です。
0:20:59	はい。カミデですね。
0:21:02	あとですね
0:21:07	ちょっと最初の方に戻りますが、
0:21:20	この198 ページ。
0:21:24	の表で、
0:21:26	これはもう1例だけあれと思ったところなんですけど一番下の容器がプラスチック容器で、
0:21:36	それ以外にポリ容器っていうのは、須藤、あまり両者の違いがよくわからなくてですね、何か使い分けとか、
0:21:46	考え方があればと思いますけどいかが。
0:21:51	はい。日本原燃タマウチでございます。こちらの容器の名称なんですけれども、社内ですね、化学情報管理データベースに登録されている要求名称をそのまま、
0:22:03	掲載してる形になっておりまして、
0:22:05	ちょっと類似のものなのですけれどもこのようにちょっと名称がわかってしまってますって意味で書き分ける1等はありませんでしたので、こちらの一緒にできるものは、すいませんちょっと統一を取らせて、書き直させていただきたいと考えています。以上です。
0:22:21	はい。規制庁菅です。必ずしも書き分けなきゃいけないかっていうわけではないんですけど要はエビデンスがそうなるんですけ、いうのであれば、先ほど、
0:22:34	話をしていくと、
0:22:37	別紙4ですかね、のところで、
0:22:41	ちゃんとそういう

0:22:43	対応が書いてあれば言って、この表の容器っていう欄はこういうエビデンスをここからそのまま持ってき持ってきていますと。
0:22:53	いうことでもいいと思うんです、ちょっとその辺りはまずは的でそうちゃんと必要なものをそろえて、
0:23:03	説明をするということかなと思いますけど。
0:23:07	事業者としてはどうですか。
0:23:11	はい。日本原燃戸松でございます。エビデンスがもちろんおっしゃる通り一番の根幹で世になっておりますので、そちらでももちろんございますのでそちらを見てですね、
0:23:22	しっかり書き分けているのならばそのままにしますし、そうでもないということであれば、ちょっと見見やすさをですね、考えて、表を整理しようと思います。以上です。
0:23:35	はい。規制庁カミデです。わかりました。次のページの199ページも、
0:23:44	下から1235。
0:23:48	8%。
0:23:49	下から八つ目のアセチレンのところは、本単にボンベと書いてあってそれ以外は、ガスボンベというような、
0:23:58	ところもありますしそれはそれでまたイビデン同じ話でエビデンスがそうなるってということなのかもしれないんですけど、やっぱその辺りちゃんとせえっと説明ができる間違いがこういうことなんだってわかるように、
0:24:13	構成を考えてもらえればと思いますのでよろしくお願いします。
0:24:19	はい。日本原燃タマウチで承知しました。以上です。
0:24:25	はい。規制庁上出です。あとですね、200ページのところの、
0:24:33	星市の中継ですけど、
0:24:38	影響の大きい地代を記載したとなっていて、代表ですってということなんだと思うんですけど、これ、
0:24:48	輸送業、
0:24:49	ていうその量の観点だけで、本当に影響の大きさが図れるのか、その濃度とかっていう意味で、
0:24:59	濃度だったり性性状はないのか、主には濃度ですかねそういうものって関係しないんですかね。
0:25:11	はい。日本原燃タマウチでございます。こちらのですね濃度につきましてはおっしゃる通り発生元のインベントリーといいますか、量になる直結しますので、

0:25:22	濃度も関係しますそういったのを踏まえた上での代表の1、一つということで記載して記載をしているところなんですけれども、
0:25:30	そういったちょっと情報がわかるようにですね、もうちょっと記載を充実しようと考えてます。以上です。
0:25:39	藤規制庁カミデです実態上は量だけじゃなくて濃度とかも見て、作業はしてるんだけど資料上それが表現できてないということ、
0:25:50	で理解しますけど大丈夫ですか。
0:25:56	はい。日本原燃田丸でございます。はい。おっしゃる通りです。以上です。
0:26:03	はい。規制庁深見です。
0:26:07	わかりますそういうことであればちゃんと明確化をしてもらおうと。
0:26:10	ということだと思います。
0:26:14	次に、201 ページにいけますけど、
0:26:18	今度 2.2. 1.2 で、月違いの子低減という話があって、
0:26:24	ここで敷地外の固定結果は別紙 4 だというふうにこれまた別紙に飛ばしちゃっててですね
0:26:33	敷地内の話は今確認したように、
0:26:37	検証があってその次に表があって、なんですけど、敷地が山田別紙に飛ばしちゃってるっていうのがよくわからないんで、これも
0:26:47	最初に岩井さんストーリーチェック 1 ということであれば、この後に、実際表が入ってくるっていうイメージなんですけどそういう形で修正されるってことでいいですか。
0:27:00	はい。日本原燃のタマウチです。おっしゃる通りですねストーリーが通るよということ、こちらの別紙もですねこちら本文に入れてですね記載しようと思います。今回ちょっと入れてなかったのは、法令の調査があったりですか、少々周りトーンが違ってたので、
0:27:16	別紙 4 でちょっと残しちゃったんですけど、
0:27:19	それだと、ご指摘の通りただ話の流れがよろしくないんで、こちらは訂正させていただきたいと思います。以上です。
0:27:29	はい。規制庁カミデです。
0:27:31	衛藤。
0:27:33	その意味ではその下の敷地外の稼働減については、調査結果すら表で示されていないんですけど、これは出てこない。
0:27:49	はい。日本原燃のタマウチでございます。敷地外の可動下については、弊社なり近くの設備ですね受入れる化学物質を考慮する、想定することなので、

0:28:01	これまで前段で出てきたものを、の中に含まれたものを想定するというのとあとは国内のですね、化学物質リース事例、そういった事例の中で、どういうものが漏れてるのかっていうのを想定するというので、
0:28:15	今回の資料ではですねそういったところは明記していないということになります以上です。
0:28:25	規制庁カミデです
0:28:29	示していないってということなんですけど、201 ページの話だと
0:28:34	こういうものを想定すると宣言しているの、その想定した結果をちゃんと示してもらわないとちゃんとやってるかどうかが見えないので、示してくださいということなんですけど、何か何か小難しかったり、何か問題ってあるんですか。
0:28:52	はい。日本原燃のタマウチでございますすみませんこちらのちょっと省略はするんですが難しいことはなくてですね。
0:28:58	すみませんしっかり想定したものは何かってのは記載できますので、
0:29:02	はい追加させていただきたいと思います。以上です。
0:29:08	はい。規制庁深見です。わかりましたよろしくお願ひします。
0:29:13	あと、204 ページが、
0:29:17	ちょっと、
0:29:20	がっかり感があつてですね、
0:29:23	このフローに基づき、整理しましたと言いつつ、
0:29:32	このフローだ、両方のまず1 がすごい中途半端なところにあつて今3 ポツにありますけど、
0:29:40	このフローの中には2 ポツの表もあれば、この後さん共通で出てくる表とかすごい来ちゃませなんですね、そのフローが今ここにあるっていうのが非常に違和感があつて、
0:29:54	基本的にはもっと最初の方にですね、まずフローがあつて、全体体系をまず見せてもらつてということだと思ひますけど、そういった形で
0:30:08	構成のほうを再検討という形で、対応いただきたいんですけど、大丈夫ですかね。
0:30:17	はい。日本原燃タマウチです。おっしゃる通りだと思ひますので、初めにフローを持ってきて全体を示した上で流れるようにしたいと思ひます。以上です。
0:30:28	はい。規制庁菅です。あとですねこの
0:30:32	吹き出しの中に、大南表つて書いてあるものもあれば、
0:30:39	フローの外側に書き込んで大南表つて書いてあつたりですねこの辺りの、まだ清佐藤いうか綺麗かもできていないようなので、

0:30:52	まず、その辺りはしっかりしてもらいたいですけどあわせて対応をお願いします。
0:31:00	はい。日本原燃タマウチです承知しました。以上です。
0:31:05	はい。規制庁カミデです。
0:31:08	一番最後のねフロアの結果のところは、
0:31:14	表番号が出てないんですけど、これは、
0:31:18	番号漏れですかね
0:31:20	充実した結果っていうのは載ってるんですよ。
0:31:25	はい。日本原燃タマウチでございます。こちらでもですね元データを作って貼りつける際に、
0:31:32	番号書いていた 15 表から 20 秒ということで記載していたんですけども、一番下の 3 ポツ 4 行の後にですね、
0:31:38	これはすいませんちょっと消えてしまっておりまして、結果自体は 15 から 20 票に載っております。以上です。
0:31:49	はい。規制庁神です。わかりました。その辺りちゃんと
0:31:54	形にして整えてもらうということだと思いますので、よろしくお願いします。
0:32:04	あとは、
0:32:05	混乱になってあと結果が、
0:32:10	スタートついているということなんですけど。
0:32:18	あとはそうですねちょっと別紙の、
0:32:22	また最後の方になるんですけど、
0:32:31	ページで言うと、
0:32:34	306 ページ。
0:32:37	ですかね。
0:32:41	この辺の表はまた本文に
0:32:45	いくんだと思いますが、ちょっと中身の確認としてこれ 6 ふっ化ウランが 2 種類濃縮と劣化ってあって、
0:32:55	これって何か業者で、
0:32:59	物が違うとか、何か成長が違うとかってある。
0:33:06	日本原燃のタマウチでございます。濃縮と劣化なので、その組成ですね。
0:33:11	のが、に差があるというぐらいです。以上です。
0:33:16	容疑者でございますいう 6 月の発生元として見たときには、
0:33:21	空気中の水分ロッカーで HF ができるってのは労ちくも劣化も状態としては変わらないので、多分その誘導活動は制限として見ると、わざわざ

	濃縮と劣化を分ける必要はないのかなと思いますそこはちょっと整理をした上で何を説明したいかで、
0:33:36	書き分けるかなと思ってます。以上です。
0:33:40	はい。規制庁深見です。わかりました。
0:33:43	あとですねその下の第4表ってとこなんですけど、
0:33:49	この辺が
0:33:52	保管場所ってというのが、
0:33:57	ここ、ここはですね敷地外なんですけど濃縮施設の、要は、
0:34:03	敷地外とは言いつつ、自社の施設のことを言っているのか。
0:34:08	自分の会社とは関係ない外のことを言ってるのかが、よくわからないんですけど、まず実態として今どんな形になってますか。
0:34:26	日本原燃のタマウチでございます。こちらの整理はですね再処理施設の敷地外ということにしておりますので、弊社の浦野市工場も含まれたりですとか、それ以外の油を貯めてるところが含まれて、
0:34:41	ですね、混在してる状態になっています。以上です。
0:34:48	規制庁神です。で、今、一応挙げて液化石油ガス貯蔵取扱所であってたくさん書いてあるんですけどこれは、
0:35:00	濃縮、要は下原燃のものも、原燃以外が持っているものもおんなじ保管場所という名称にしちゃってるってことですか。
0:35:15	はい。日本原燃のタマウチでございます。はい現状ですね、名称は全部同じにしております。
0:35:22	はい実際はこれ以外に届け出のですね住所とかが記載をされてるんですけどもちょっとそこまでは今書いていないということになります以上です。
0:35:34	規制庁カミデです
0:35:39	とりあえず、
0:35:41	あれですかね、濃縮の前のものであれば、それがわかるように、ちょっと表の構成立てをしてもらった方が
0:35:53	見やすいなと思います。
0:35:57	なんだろう、液化石油に308ページにいくと、液化石油は主
0:36:03	貯蔵取扱所の後に、同じ。
0:36:07	液化石油ガスを使うものとして濃縮機器製造工場となって、使い分けがよくわからないで、
0:36:17	あれですよ。
0:36:20	濃縮液化石油ガスを持っている。
0:36:24	原燃の

0:36:28	施設っていうのは濃縮機器製造工場だけではなくて、これより上のところにもまじってるってことで、まずいいんですよ。
0:36:38	日本原燃田丸でございます。はいおっしゃる通りです。ですので、おっしゃる通り
0:36:43	弊社の中なのかどうかというところは、情報として必要かと思えます。以上です。
0:36:51	はい。規制庁カミデです必要かどうかっていうのはあれなんですけど、ちょっとその他わかりかなと思いますので、
0:37:00	この辺り、書き分けをして示してもらえれば、
0:37:04	明日、
0:37:05	えっと、
0:37:07	ちょっとバタバタとやってしまいましたが、
0:37:10	苦情に関して私の方からは以上です。
0:37:20	規制庁高梨です。その他、九条本件に関しまして何か確認コメント等ございましたらお願いします。
0:37:37	はい。規制庁高橋です。よろしければ、負けちょ、今こそ、それなりに確認事項等あったかと思えますのでまずこの9条のところで振り返りといいますかちょっと価格まとめの方、原燃の方でお願いいたします。
0:37:54	はい。日本原燃タマウチでございます。まとめをさせていただきたいと思えます。
0:38:00	まずですねこの全体の流れの構成なんですけれども、今の別紙4というところで分かれておりますので、それも含めてですね、一連の流れになるように訂正させていただきます。
0:38:10	その中で、表ですね表については、現状
0:38:15	表の番号がつけ方が悪かったりですとか悪いので小項目ごとに表を付け直す工夫等をさせていただきます、
0:38:24	表の量が多いので、それぞれですね表に番号ついて番号付けまして、しっかりわかるようにしますと。
0:38:30	いうふうにさせていただきたいと思えます。あと表に紐つくエビデンスにつきましても、この表のところから、
0:38:36	窓の設計図面がついていて必要な情報がちゃんと入ってますというところですね。
0:38:41	しっかり書くと。
0:38:42	いうことをですね対応させていただきたいと思えます。
0:38:46	はい。あと、
0:38:48	別紙のですね今最後のところ4のところ、いただいた、

0:38:53	ご指摘事項ですけれども、敷地外のご提言については設置場所の必要な情報等を追加することで本文の方に組み込んでいくということになります。あとすいませんちょっと話が前後しますけれども、
0:39:05	あと表につきまして、敷地内のタンクですとか、ポンベですとかそういったところですね、濃度または容量がバーになってるところがございますのでそういったところをですね、
0:39:16	書けるところ、書いてないところは考え方書けるところは記載をする。
0:39:20	ということですかあと単位の統一をしてですね、全体として見やすくすると。
0:39:25	いうことを対応させていただきます。
0:39:28	はい、以上になります。
0:39:33	はい。規制庁高松です。まとめありがとうございましたそれでは、
0:39:40	追加で何か確認がコメント等がないようでしたら、次のページお願いします。
0:39:48	対応所、
0:39:49	対応の方、内容をお話されましたけどスケジュール関係の中で、
0:39:54	そうであるすいません申し訳ございません抜けておりました。それでは今の対応を振り返り出しいただきましたが、その
0:40:04	修正等のスケジュール感或いは今回施行後の資料修正の提出の見通しについてお願いいたします。
0:40:14	二本木西原でございます。
0:40:16	じんかい修正したものは、目標としては、8月の17日来週の水曜日为目标に採用させていただければと思います。以上です。
0:40:31	はい規制庁高橋です。それでは、
0:40:37	ず続けてですね次の資料すいません、規制庁カミデ17日出してもらえらるってことで構わないんですけど
0:40:48	作業としては結構細かい作業になっていて
0:40:53	当然今までも、作業作成者だけじゃなくて他の人もチェックしてっていうことだと思いましたがけど
0:41:02	次2、また同じような、
0:41:06	何か細かいミスがあったりしてもつまらないのでしっかりですねチェック体制でチェックをして、それで17日に出してもらおうと。
0:41:19	ということで対応をお願いします。
0:41:22	はい。日本原燃瀬谷でございますはい。おっしゃっていただいているようにちょっと困った表とのリンクも含めて、資料として体裁がまだ、

0:41:32	十分できてないところが多くあったと思ってます。私も含めて、作成者だけじゃなくてチェックする体制も整えて、レビューして、お出しをしたいと思います。以上です。
0:41:51	はい、規制庁高瀬その他何かございまして本件に関してございますでしょうか。
0:42:03	はい。規制庁高橋です。追加確認コメントないようでしたら、当時、原燃の方で次の方の資料の変更点のポイント等ご説明をお願いいたします。
0:42:17	はい。日本原燃泊でございます引き続き、12条のですね整理資料を説明させていただきます、いただきたいと思います。
0:42:25	えっとですねページ番号でいきますと101ページの補足説明資料リストをご覧くださいければと思います。
0:42:34	こちらにございますように、変更したのが3-1でございましてこちらにですね化学薬品の安全管理に係る記載ですとか
0:42:45	防護マスクの防護具のですね9週間についての記載を追加させていただいていると。
0:42:50	ということと、あと補足説明資料3-3につきましては、従来ですね9条につけておりました今説明しました、補足説明資料5-9ですね。
0:43:01	発生元の抽出のところをですね、同じく記載していたんですが、まとめてですね9条の方でしっかり書くということで今回、
0:43:09	削除しています。
0:43:10	はい。外山変更点のところでは3-1だけ簡単に説明します。
0:43:15	ページをめくっていただいて、
0:43:17	とですね105ページをお願いします。
0:43:21	105ページには作業員の安全確保に係る対応ということで本文の方にですね、記載させていただいた手順を書かせていただいているというのがまず一つ目です。
0:43:31	二つ目がですね、108ページをご覧ください。
0:43:35	108ページがですね作業リスクに応じた防護具の着用ということで、
0:43:40	こちらにですね防毒マスクにつける吸収缶の話を、2段落目に追加させていただいております。
0:43:47	具体的にはほぼほとんどですね、ガスについては産経の吸収缶でいけるんですけども、アンモニアにつきましては別途ですね、準備してその作業の際には、しっかり準備して対応しますと。
0:44:00	いうことを追記させていただいております。はい。変更点の説明は以上になります。

0:44:09	はい、規制庁タカナシですそれでは、ただいまの資料に関しまして、確認コメント等ございましたらお願いいたします。
0:44:18	衛藤の田尻です。いくつかだけ、基本的には9条の方で10付けの話がほとんどまとめられてしまったので最後に話があったような手順とかの話とここで幾らか確認なんですけど、
0:44:31	今最後に説明があった108ページのところでなんですけど、
0:44:35	アンモニアが別のやつが用意されますよというのはわかるんですけど、若干ここ多分説明が足りない気がしていわゆる立ち会い人の人であるとか就職活動する人についてはあんまり益子あゆみをたくましく持つてはなCを書かれてるんだと思うんですけど、
0:44:52	基本的には多分アンモニア用のやつとそれ以外のやつっていうのはフィルターなのかな、入れた部分が多分違う形になるので併用はできない形になると思われるんですけど。
0:45:02	そういった場合において、ここに書かれてない人たち、要は基本的生活の勤怠に関してはちょっとあんまり届けませんよという整理のような気もするんですけどSAとかも込みで現場の方たちってのがいるかと思うんですけど、
0:45:14	そういった人たちに対してマスクについてどう整理しているかについて、国庫補助の説明じゃないっていうのはまた後で聞くんですけど説明いただければと思います。
0:45:24	はい。日本原燃のタマウチでございます。アンモニアにつきましては、受け入れ先がガラス固化技術開発建屋だけになっておりまして、
0:45:32	この一層ルートもこれ個別ですし、
0:45:36	他の化学薬品と一緒に移送することもなくてですね。
0:45:40	単独で扱うことしかありませんので他の薬品とですね、同時に考える必要がない。
0:45:47	という扱いになります。
0:45:49	以上です。
0:45:52	規制庁田尻です基本的な後の方ね、習得上ですね今の9条とかの資料のところがそういった話になるよということなんだと思うんですけどそこまで込みで説明していただいて多分パッケージになるんだと思っていて、
0:46:03	ここに書いてあるやつだとアンモニアについては別のものが必要だけど立ち会い人と収束活動についてしか多分述べてない形になってるので、全体についての説明が漏れなくここで読み取れるように記載の拡充等を検討いただければと思います。

0:46:19	はい。日本原燃タマウチです承知しました今ちょっと申し上げたようなですね受け入れ先が限定されてそういうことですか、
0:46:29	実際のそうですね区別か全体像がわかるようなですね追加をちょっとさせていただきたいと思います。以上です。
0:46:38	規制庁たです、基本的にはもうないんだと思うんですけど万が一、あそこで何が発生してるかわからないような状態になった場合はマスクというよりは酸素呼吸器とかで頑張りますよということですよかったですかね。
0:46:52	はい。日本原燃タマウチでございます。どうしようもないところはですねご指摘いただいたように、マスクでの対応になります。以上です。
0:47:01	規制庁丹治です。発生する場所とかをちゃんと特定しながらやってるので基本的には大丈夫ってということだとは思んですけど、そういった考え方も含めて記載の拡充等を図っていただければと思います。
0:47:11	薬品系に海脚品とか、12条に関してはあとは115ページ以降のところ
0:47:22	で、
0:47:22	すみませんちょっとお待ちください。
0:47:23	それで115ページ以降のところ具体的に、項目として(1)から(4)ぐらいのところ申請書とか添付に書かれた内容について具体的にどうしますよという内容が書かれてるかと思うんですけど。
0:47:35	こういった点も含めてですけど保安規定とかその後の規制とかで運用し
0:47:43	っかり定めながら今後やっていかれるというふうに思っておけばいいですかね。
0:47:43	はい。日本原燃タマウチでございます。はいおっしゃる通りで、今後、この規定等にですね定めて対応していくということになります以上です。
0:47:52	長田尻です。アンモニアとかに含めて基本見ながらとか細かな条件ついてるところも多々いるかと思しますので運用面しかりやってくれやいただくことが今回の前提になってるかと思しますのでよろしく願いいたします。
0:48:05	12条に関しては1000心当たりしか多分もう追加されたところがなくなってしまったような気がするので自分から一応、ほかに規制庁から何かあればお願いいたします。
0:48:25	はい。規制庁高橋です。何か箱は
0:48:28	ございませんでしょうか。

0:48:34	はい。規制庁高間です。もしないようでしたら、あまり多くはなかったかもしれませんが今のところ、振り返りと、見通しと修正の見通しをお願いいたします。
0:48:51	はい。日本原燃タマウチでございます。まず振り返りですけれども、今108ページのところで、アンモニアのですね対応の記載が、
0:48:59	あたりていないと、
0:49:03	保護の対象に対しての減額になっているので、そこはそうではなくてですね全体がちゃんとわかるように、追求をさせていただくという対応をします。
0:49:11	修正の見込みですが、こちら先ほど申し上げた9条の資料と同じタイミングで提出するというように考えております。以上です。
0:49:25	はい。規制庁高橋です。
0:49:28	それでは本件、追加の確認コメントないようでしたら、
0:49:33	次の資料の、あ、すいません、補足です。お願いします。
0:49:40	今の対応なんですけど、
0:49:43	お聞き、今更で申し訳ないですけど、ちょっと全体像として確認をさせていただくと。
0:49:50	ここワー
0:49:52	えっというどっかへ。
0:49:54	化学薬品の漏えい。
0:49:57	に対応してっていうことで、
0:50:00	屋内屋外とはズー
0:50:03	薬品の漏えいに対応する。
0:50:07	或いは取り扱いに対応するものは漏れなく書くということで、奥が
0:50:14	であると先ほどの苦情とかっていう関係もあるような気はするんですけど、防護具の関係とかは、9条はあんまり触れてなかったような気がしていて、
0:50:27	そういうのも含めてここで書くという整理をされていて、今それが十分書けてないっていうふうに思えばいいんですか。
0:50:37	はい。日本原燃タマウチでございます。対策系に関しましては、今の12条でおっしゃる通り、ご記載させていただいておりますので、
0:50:46	全部含めてですね、各時にですね今ちょっと大変なところがありましたということになります以上です。
0:50:54	はい、わかりました。ちょっと回答でもアンモニアとかっていうだけじゃなくて先ほどタジリは呼吸器の話もされてたと思いますし、
0:51:03	そのあたりは、S Aの方でも書かれてはいるんですけど、

0:51:08	漏れのないように、ちゃんとわかるようにしていただければと思います。以上です。
0:51:14	はい。日本原燃玉田でございます承知しました。以上です。
0:51:24	規制庁高梨です。その他何か確認コメント等ございますでしょうか。
0:51:37	はい。と規制庁高間先生よろしければ、次の資料に移らせていただきたいと思います。変更前のポイントでご説明と等よろしく願いいたします。
0:51:51	はい日本原燃のオクデでございます。それではですね制御室等緊急時対策所関係の条文で、20条26条44条46条のところの変更点。
0:52:04	説明させていただきます。まず、四つに共通する全般的な変更として、整理資料の本文の方で使ってた固定施設を固定下に直したりっていうそういった
0:52:16	言葉の変更というのを全般的にやっております。
0:52:19	次に、個別の変更の部分なんですけれども、整理資料本文側で通報連絡の流れとか、通報する人の具体的な名称というのを書きましたので、
0:52:30	それを補足説明資料の方に反映してます。具体的に言うと、20条であれば、144ページ。
0:52:42	ここの部分で敷地内のご提言に対して甘い上確認したものは、どこそこに連絡するというようなことを記載しております。さらに442ページ、
0:52:55	ですけれども、ここで具体的な流れを記載してるんですけどその中でも登場人物を明確にするというような形で修正してます。
0:53:06	また26条の方でも同じような修正を行ってまして、
0:53:12	149ページですね。
0:53:17	ここに関して補足の2-5ですけれども、
0:53:23	ここでも整理資料の本文側に合わせて修正を行っております。
0:53:35	はい。
0:53:37	ちょっと続けて行かせていきます。次に第9条の、との関係性という観点で、変更した箇所が2ヶ所ありまして、一つ目が第20条のところですが73ページ目のところです。
0:53:54	73ページの別紙11のところ決断というような形にしてるんですけど、これ敷地外の提言の一覧を記載していたんですけどでも敷地外の提言について第9条側で、
0:54:08	再処理施設に影響を与えないということを整理済みでしたので20条からは削除していると。
0:54:14	というような形になっております。
0:54:16	もう一つの変更点が255ページです。

0:54:22	255 ページなんですけれども、第 9 条側で反応により発生する有毒ガスというものを整理しておりますけれども、
0:54:33	そこと見比べたときにちょっと一部不整合がありましたので、河成んのついてるところなんかを
0:54:42	追加しております。例えば前処理建屋で硝酸ガドリニウムというのを追加してるんですけど、これはもともと硝酸ガドリムニュの中に入ってる硝酸成分と炭素降誕等の
0:54:55	構造、構成部材ですね、その反応っていうのは全部硝酸ってところで読んでたんですが、球状側との整理をするために硝酸と硝酸ガドリもきっちり分けて、
0:55:06	硝酸としても反応があるし硝酸がトリウムの中の硝酸成分が反応するところもしっかり示すような形になっております。
0:55:15	最後の変更点が、防護具の配備数の関係ですね、資料、20 条 26 条 44 条 46 条に限らずいろいろなところで、
0:55:28	防護具の配備数なんかは数字が出てきてるんですけども、例えば 20 条の 446 ページ。
0:55:37	なんか、466 ページで、下、4 ポツのところですね。
0:55:43	もともと、
0:55:45	要員数が何人あるんで何セット以上配備するっていうところですねもともと
0:55:51	ゆ、この要員数の整理については資料館でいろいろな数字出てきてたんで、その数字の根拠っていうのをもうきちんと明確に書くというような形で、この 446 ページ、その次のページの 447 ページの※1 のところ、
0:56:07	とかですね。
0:56:08	26 条で言えば、199 ページ。
0:56:16	これは 2、
0:56:20	199 ページの 2 ポツのところ、
0:56:27	重大事故当初対処に必要な要員数で 60 人に対して余裕を含めて、7、60 セット以上配備しますよとそういった形で、
0:56:37	記載を追加しております。同じように重大事故側の
0:56:44	当規則の 44 条で言えば 248 ページのところ、
0:56:51	防護具の数量記載しております。ここの部分ですが、すみません 247 ページですね、247 ページで、衛藤。
0:57:02	上のポツのところ、
0:57:04	あと重大事故等対処にあたる中操冬季 A A F の制御室の実質地球 264 人に対して、170 名以上の数字を備えると。

0:57:15	それで次のページの第 16 表で、全面マスク半面マスクアノラック、こ こもともちょっと 150 と書いてあったんですが上の表と合わせて 100、
0:57:26	上の記載に合わせて 170 に直したと
0:57:29	そういったことをやっております。
0:57:31	最後、46 条でも同じようなことをしてございまして、160 ページですね。
0:57:39	160 ページで配備する資機材等の記載をしてるんですが下のほうの※1 のところで、
0:57:46	用意する配備する資機材の数っていうのをもう少し明確に追加して書い ております。
0:57:56	変更点は以上です。
0:58:01	はい規制庁タカナンです。それではただいまの件に関しまして、確認コ メント等ございましたらよろしくお願ひいたします。
0:58:11	町の谷です。今のっていうのは、1.0 伊賀猪股生ゲスト緊対所分やった と思えばいいんですよ、技術的能力以外の生物勤怠アップ通信っていう こと。
0:58:23	日本原燃の奥でございませぬ説明が足りませぬでしたが技術的 能力以外の制限取得賃貸というふうにご認識いただければいいと思いま す。
0:58:32	はい。規制庁土肥です。その上で今まで聞いてきたやつも含めてちょっ と復習も兼ねて幾つか確認なんですけど、
0:58:40	まず 101 ページのところ、
0:58:43	最終的に問題があると思っていないんですけど 24 時間の設定根拠につ いて、マナー会長 15 時間というふうに言われていて、15 時間があって それを長くとして 24 時間って話してて、
0:58:56	結局これって、過去の事故事例に小倉いいしかもうものはなかったっ ちゅう感じですかね。
0:59:03	日本原燃のオクデでございませぬそうですね事故事例としてあったのはこ ういうところ、さらにそれに加えて、搭載処理事業所の方で、
0:59:16	問題になる敷地内の稼働元っていうのは平日日勤体で、再処理の中には 人がいっぱいいますので、24 時間あれば対応が可能であるというふう に考えて 2 時
0:59:28	事故事例とそういった対応を考えて 24 時間というふうに設定してま す。

0:59:34	清町加治ですなんで過去にいろんなところで発生した突発的なものも含めて、過去事例で2ぐらい、2件ぐらいあってそこで15時ぐらい間ぐらいで対処できていて、
0:59:45	最初については常時誰かが対処できるように人が施設内に存在するような形になっていて検知である程度早い限り人がたくさんいるんだから見つけられるような状況になってるからさすがに4時間を超えないだろうと、そういう整理ですかね。
0:59:58	日本原燃の奥ですその通りです。
1:00:01	ちょっと率いっぱいしました。あと続いてなんですが、
1:00:06	ちょっと確認なんですけど151ページ行っていただいて、
1:00:11	151ページ、この2-8-9の※1のところなんですけど、
1:00:17	そんなおかしいと思っているわけではないんですけど、これ346ページとかで再処理施設における硝酸溶液の濃度及び容量とかが書かれてるところだと思うんですけど、
1:00:29	これ書かれてる151ページに書かれてるのは要は
1:00:33	各々のやつっていうのは量自体がそこまで多くないんでっていうところを言われては、
1:00:37	概ねっていうところがないんでっていうところいっぱい、これ。
1:00:41	例えば346ページのところで硝酸濃度でいうと、例えば11規定とかのやつでそれなりの量にも見えるんですけどそこっていうのは、
1:00:49	平均濃度自体もそれに近い値をとってるから大丈夫とかになるんですかね。
1:00:57	日本原燃の久世でございます。
1:01:02	この
1:01:04	すいません、100、
1:01:10	この表の中示しているのは平均表4、
1:01:17	すいません別紙の4参照といったところは平均濃度ですけども、
1:01:23	別紙の13のところで説明はしているんですが、平均濃度を、
1:01:31	に対して濃い濃度能部分を、濃い濃度の硝酸溶液が漏れた場合っていうものを考えたとしても、平均濃度に包絡されるっていうのを、
1:01:42	確認しておりますので、そういった意味で平均濃度で考えておけば、問題ないというふうに考えてこういうふうに記載しております。
1:01:54	植木大滝です。今の確認してるちゅうやつは、例えば高濃度のやつが、高濃度のやつだけで漏れたことを想定しても結局惣田江藤そ最終的に発生する誘導ガスの量とかそういったものを考えると、結果的には、

1:02:08	平均濃度で大量に漏れたときの方が厳しいことがわかっているとかそういうことですかね。
1:02:13	日本原燃の奥です。そうですね量が量が多いと広がる面積が多くなるんで、その分蒸発が蒸発量、
1:02:23	蒸発率は多くなるんですが、ここ濃度が濃くても量が少なければ、上広がる面積が少なくなって結果として蒸発率が小さくなりますので、
1:02:36	平均濃度を使ってもそういったそういう、こういうものも薄いものも全部集めて、それが広い範囲に広がるというような評価をしていれば、保守的な評価になるというふうないうことを確認してます。
1:02:51	調達ですと今の話が 151 ページの※1 で何となく読める気はしてるんですけど、先ほどのお話だと、別紙 13 でもう少し詳しく読めるっちゃう話でしたっけ。
1:03:05	日本原燃のオクデです。そういったことを書いてある少々お待ちください。
1:03:35	日本原燃のオクデでございます 345 ページ目のところですね。
1:03:42	350、345 ページ目のところに、評価においては同時にすべての敷地内の固定原因を総称し云々というふうなところ書いてあるんですけども
1:03:53	真ん中辺りで平均濃度を算出した上でやってると、平均濃度を超える硝酸については保有量少ないんで、発生した場合でもその区域が限定的になると。
1:04:05	なんでその分基礎中の移行量が少なくなるというようなことを、ここで記載しております。
1:04:11	規制庁タジリです。なんでやっぱこの限定的な区域にとどまるためっていうやつのところ、結局表の表面積っていうのは広がった値式自体がちっちゃい形になるので、面積がちっちゃければたとえ濃度が低かろうが広く広がった本や、
1:04:26	広く広がった平均濃度のやつの方がたくさん移行するんですよっていうのが暗に読めるっていうふうな思っとけばいいですかね。
1:04:32	日本原燃の奥ですねその通りです。
1:04:35	長加治です。読めないっていう気もしなくなってきたので助教了解しました。続けて行かせていただいて、
1:04:49	189 ページからのところで、一応、ちょっと人シキイを改めて確認しておきたいっていうだけなんですけど。
1:04:57	ここインリークとかの話が多分ある程度抱えてるところになるんですけど、昔からの居住性評価のところ自体は厳しいから、致し方なしだと思ってるんですけど。

1:05:07	今 189 ページのところ中央制御室について 0.03D、ずっと F C 制御室で一位って言って、基本的にこの制御室の方は期待せずみたいな形になってるんですけど、
1:05:19	実際今回有毒ガスという意味では、換気設備の C A B R I 等をするけれど過去の居住性評価に倣いこんとこでは期待して、台風については期待してないってことになるんすかね。
1:05:30	日本原電の久世でございますその通りですが放射性物質の居住性評価等横並びをとるという形で評価してます。
1:05:43	規制庁館です。最終結論でナビを取りたいの自体は止めないんですけどこのなお書きだけ見ると、1 度設定するという形になるんですけど、
1:05:53	F についてはこれこれ実施するので期待できるか、居住性評価で何人って人するっていうんだったらその話がわかるように書いといていただいでいいですか対策としては F も対策とりますよという話と若干ここがやっぱ整合しているように見づらいところがあるので、
1:06:08	意図がわかるようにまず記載いただければと思うんですけど大丈夫そうですかね。
1:06:12	日本原燃の小栗です。F 施設に対しての換気設備を確認をしますのでそれを述べた上で、
1:06:20	その横並びとって 1 を設定というような形でわかるように記載させていただきます。
1:06:27	はい、支店長藤ですよろしく申し上げますというのと、あと、190 ページのところ、189 ページから 190 ページの流れと言ってもいいんですけど、結局、189 ページのところインディクどれぐらい想定しますよってというのが中央制御室も書かれてる形になるんですけど。
1:06:44	今 199 ページのところ行くと、外径濃度と室内濃度っていう意味でいうと、多分一つ換気設備の確認を期待しても 1 桁落ちみたいな形になってるんですけど、ここっていうのは要は放出継続時間を長々ととると、そのうちいずれ多少はいずれは入ってきてしまう形になるので、
1:07:02	いやリンクとはいえ長い時間かけていけばそれなりに入るからっていうことでこの結果というふうに思えばいいんですかね。
1:07:08	日本原燃の奥でございます。そうです。外気濃い能動のやつを、有毒ガスが発生してる時間ずっと取り込み続けるというような形になるので、そういった場合はインディクといえども、
1:07:20	ここんくらいの濃度になるということに保守的な評価としております。
1:07:26	規制庁館です。表、今までの評価とかそういうもんだからある程度仕方ないと思うんですけど 190 ページのところでもいいんですけど、※書き

	<p>かなんかでそういう評価であることを書いていただいてもいいですかね今の。</p>
1:07:39	<p>換気設備の隔離だって言ってるのに、何かあんま聞いてないようにしか見えない表になってしまっていて、檀多分実際に関して言うと、外ですっと高い濃度が、何故か入口付近にずっと溜まっててインディクもずっと一定割合入り続けるみたいのって、なかなかないような気がするんですけど。</p>
1:07:55	<p>今回やってるのは、今おっしゃられましたけどかなり保守的な評価を多分やられる形になっていて、ずっとずっと置き換えられてったら、そのうちの高いものに、</p>
1:08:05	<p>理論上はすることができますように近い話が多分ここ書かれてるんだと思うんですけど、ぱっと見結果だけ見ると、確認してもや2度高いんじゃないかよって印象だけをちょっと受けてしまう可能性があるかなと思ってるので、ちょっと意図がわかるようにしていただけるといいかなと思うんですけど、趣旨わかりますか。</p>
1:08:22	<p>日本原燃の布田でございます承知しました。今おっしゃっていただいた通り保守的な評価をしてずっと実際にはありえないようなやつを理論的にというか、</p>
1:08:35	<p>そういった評価でもってやっているの、こういうふうな形になっているというのを米印の形で下に追記させていただきたいと思います。</p>
1:08:46	<p>規制庁田尻です。お願いしますというのと191ページもうこっちの声が必要だと思っていて、多分ここでやられてる制御室の評価って</p>
1:08:57	<p>多分、外気と同じ農道2多分、</p>
1:09:01	<p>なぜか制御しないところがなっていてよ確認してるやつを1時あけるからってということだと思んすけど一時外気と同じ濃度にした上で、ガスマスクの分だけを期待したらこういう評価になるっていう実は屋外の評価とほぼ変わらんものが書かれてるような気がするんですけど。</p>
1:09:14	<p>ここもぱっと見そういうのがわかりづらい気がしていて、多分ここまでの流れのところずっと2-8シリーズずっと見てくれば、読み解こうとも読み取れるんだと思うんですけど。</p>
1:09:25	<p>やっぱ結果のところの表のところそれがわかりづらいっていうのは、何か印象がわかりづらくなってしまふかなというところがあるので、ここんところでもそういう評価であることっていうのがわかるようにしていただいた方が良いかと思うんですけど、人ばっかありますか。</p>

1:09:38	日本原燃の奥でございます江藤。承知しました話の流れだと、その換気設備の隔離等の次を書いてあるので、隔離して野中行き濃度を何で考えるんだろうっていうことにもなってしまいますので、
1:09:53	ここ先ほどおっしゃっていただいた通り、例えば
1:09:57	一時取り込み、一時的にその環境の隔離を通常モードに戻してなく、外の
1:10:05	有毒ガスをガンガン中に入れたとき、そういった状況でも大丈夫ですっていうようなことを評価するために、外気濃度に対して吸気中の濃度っていうのを計算してますので、
1:10:16	そういった保守的な評価をやってるっていう意図がわかるように米印で記載させていただきます。
1:10:25	ちょっと大事ですよろしくお願ひしますちょっと数字を受けてるところろろろっていうので、何の数字かというのがわかりづらくなってくと190ページとかのところで上の方で書かれてるっていうのも理解はするんですけど。
1:10:36	この文言だけ見ると、21票は、何か確認してる時にマニアのインディクで入ってきた時のマスクの話のようにも読めたりしてですねちょっと何の評価ってのがわかりづらい形はよくないかなと思うのでその点よろしくお願ひいたします。
1:10:51	日本原電の久世です。承知しました。
1:10:57	成長帯磁率で続けて行かせていただいて、これは復習がてらになるんですけど、327ページ以降のところ、
1:11:08	建屋とか除草とかもいろいろ書かれてる形になってるんですけど、まず基本概念としては、貯層静的なもんだろうが、関係であろうが、基本的には評価が厳しくなる方に動くものとして設定されてるといふふうには読んでるんですけどそういう認識でまだ合ってますかね。
1:11:23	日本原燃の奥です。その通りです。
1:11:28	規制庁タジリですね換気設備もそれを期待して別に緩やかな方向になるかっていうと外に広がっていつていうところも込みで見ているという形になってるかなというふうには思っているんで、
1:11:38	なんで最初に施設の特徴としてそういったものが動き続けている安重の換気設備とかもあるので、外に出し続けてるっていうところを想定しながらやってるといふので、若干これまで時間かかりますけどそういうふうには整理されてるといふふうには理解しておきます。
1:11:52	あと、続いてなんですけど、
1:11:55	339ページのところなんですけど、

1:11:59	前にお聞きして、変わったかどうかだけ 339 から 341 ぐらいのところに、要は実際に測ってみた風速とか温度とかの話が書かれていて、前までは何かな、
1:12:12	秋か冬の期間を取られていて、こんな温度でしてみたいな方ちいを書かれたような気がするんですけど、どの期間の温度っていう花 C が見つらなくなった気がするんですけど、
1:12:22	341 ページとかに書かれてるのって結構年間の値にしたんでしたっけ。
1:12:28	日本原燃の奥です。ここはそうですね風速はその時とったやつですけど温度のほうは年間を通して測定したものを高難度から何度までの変動幅で、
1:12:40	ありましたというような形で書かせていただいています。
1:12:45	規制庁タジリです。何か、そこってどこで読めるようになったんでしたっけ。何か読めるような読めないようなんですけど安定してるとかそういう話は読めるんですけど要は年間通したやつの中で、
1:12:57	だから、代表箇所の熱間を投じたという 339 ページの期さいいってことですがこの大規模会社の年間を通じた所、温度変化について、温度計を用いて測定を行った手当の結果が、今 341 ページとかに書いてあると思えばいいですかね。
1:13:11	日本原燃の奥です。その通りです。
1:13:16	規制庁タジリです 1 回いたしました。で、その上でなんですけど今 342 ページがあって、基本ところ的にここんところで何度も設定しますよみたいな話が書かれていて、
1:13:26	換気設備のところに関しては動いてるところに関しては、空気が回ってる形になるので、実測値に裕度を持って 30 度にしますよと、そこに期待できない場合は 37 ですよっていうのが書かれてるのは理解するんですけど。
1:13:39	衛藤 342 ページの下から 6 行目ぐらいのところにアンモニアの話が書かれていて、
1:13:44	歩行が完結換気空調設備、要するに管理区域に設置されているっていうことで 30 度っていうふうに言われてるんですけど、こいつはほかと整理が違う気がするんですけど、補足腔的に説明いただけますか何か安重ではないと思ったんですけどこれ安重ですかね。
1:14:00	日本原燃のオクデでございますこれは非安重です。
1:14:04	ここはおっしゃる通り説明がちょっと足りないかなと思ってまして。非安重ですので、地震とかがあって換気設備が壊れてしまうと。

1:14:16	空調がなくなってしまうので、30度でもともと推移してたものが外気の温度と徐々に近づいていくんですが、とはいうものの
1:14:27	徐々に近づくってというのが短い時間で起こるといのはやはり考えにくいっていうのに、
1:14:34	加えまして、このアンモニアを保有してるこのタンクがある貯槽っていうのは、貯槽がある場所というのは例えばヒーターとかボイラーみたいな、加熱元もありありませんし、
1:14:45	さらにアンモニアが漏れたときに何か反応欲し発熱するといったものはなくてむしろ蒸発するときに周囲の温度を奪っていくというようなことがありますので、換気空調設備が壊れたからといってすぐに室温というものが、
1:15:01	外気温と一緒になるってことは考えにくいというところで、30度に設定しております。です。今説明させていただいたことをきちんと、
1:15:12	記載する必要があるかなというふうに変え、考えております。
1:15:16	長館ですアンモニアに関してはほとんど高くなると蒸発とかの関係で多分ややこしいからということも込みで設定されたいんだと思うので、今おっしゃられたように薬品自体の特性であるとか、実際の要は換気空調設備は、昨日そうした時にどういう影響が起こるかっていうところを考察した上でこういう設定をされたという
1:15:36	ことであれば、その考察部分も含めて書いていただかないと多分、
1:15:40	いきなりなかー。
1:15:41	今、明らかに換気空調設備来ているところ、保守的に書いてもそのままっていう時に、根拠が何かいきなりあんまり話が書かれてるような感じに見えてしまうので、根拠として説明しなきゃいけないところだけはしっかり補足いただければと思います。
1:15:56	日本原燃のオクデでございます承知いたしました。
1:16:02	規制庁館です。当制限数で1一番最後に近いところで該当の適用のところ、鳥羽井戸の適用、有毒ガスガイドの適用のところなんですけど、
1:16:13	484 ページのところ、
1:16:16	一応、頭の国籍だけなんですけど容器精度確認の方は、途中のところの文章にも書かれてたんですけど、清潔のものも含めて、1.0 か何かに飛ばしてるとい整理でいいんですけど、
1:16:29	日本原燃のオクデです。そうですね予期せずについてはDBの世界というか、通常運転時の状態から金曜つけるべきもので、

1:16:39	それはDBからSAに繋がる一連の対応の中で、どのタイミングでも気をつけるものってということでSA側で一貫して書くってような形に、
1:16:51	しております。ですので制御室も含めて、1.0のところの説明するってような形にまとめてます。
1:17:01	規制庁田尻です。わかりました。だから酸素呼吸器の酸素ポンベのバックアップとか含めてそこらも込みで1.0のところ補足でつけてるのは一応そういう整理でその部分を含めて飛ばしてるから、だからガイド
1:17:15	ガイド通りやってきますよって話やってるけど、その部分について全部20以上の資料に作ってるかっていうと前段の部分のスクリーニング話し合った昇給ジョージア今12条中9条の部分についてたり、
1:17:25	全体の背景だったら12条とかにあたりする中で、東翼せずに関しては1.0のところ飛ばしてますよというのをこの記載で読めばいいということですかね。とりあえず状況は理解いたしました。
1:17:39	規制庁館です。基本的に制御室と緊対似たようなことやってて評価点の話とか、緊対個別でついてますけど他のは変わらないとっていて、性部分については一応、
1:17:52	内容は書かれてるかなというふうに思いつつなんですけど、ちょっと1点だけ確認なんですけど、
1:17:58	と、
1:18:00	例えば生成物のところなんですけど、
1:18:03	補足で見れば構わないなんですけど、ダンノハナして、何かあんまり見た目が出てこないような気がするけど、ダンパとかの話でこれDPで説明しちゃってるからISAの方には書いてないってことになるんだったっけ。
1:18:17	日本原燃のオクデでございますそうですね薄ダンパ使って確認して再循環というのはDBのところ詳しく書いてまして、SA部分では例えば44条の
1:18:31	200、31ページ目なんか、中央制技術の換気系統図なんかがあってその中で直接的には見えないんですけど
1:18:42	系統図の中で隔離するダンパーを一応書いてたりはしますが、詳しいところまでは書いてないというのが実情です。
1:18:56	規制庁館です。なんで、申請書としては隔離するところとかも含めて読めるようにはなっているけれど、補足で改めて、SA給水につけるかっ

	ていうとそこまではしてませんよぐらいに思っておけばいいんですかね。
1:19:09	日本原燃のオクデでございますそうですね S A であっても換気設備が使えるのであれば D B と同じような使い方をしますので、 S A 側で
1:19:19	改めて書く必要はないというふうに考えております。
1:19:24	規制庁タジリですなんでちょっと 92 条の関係と同じでいいかわからないですけど、結局同じような内容を説明する形になってそれを D B の時使うか S A の時使うかで使い方も変わらないものなので 2 回付けることはしてないということで一応理解しました。
1:19:40	一応自分の方で締結緊対については以上ですが 90 番他に何かあればお願いします。
1:20:01	規制庁高梨です。その他何か規制庁側ございますでしょうか。
1:20:17	はい。規制庁高梨です。よろしければ、今のところでですね制御室緊対室のところですかね、塗布振り返りまとめお願いいたします。
1:20:28	はい日本原燃の久世でございますそれでは振り返りさせていただきますまず 20 条の 189 ページのところ、 F 施設のリーク率について 1 としてますがこれは
1:20:41	対策をとった上で、ただ横並びをとって 1 とするとそう言ったところをきちんと説明を追加させていただきます。
1:20:51	次に 190 ページ目のところで環境隔離した状態での濃度の評価のところですがこれは放出継続時間でかなり保守的であると。
1:21:02	というようなところを、意図ですねそういった意図と、だからこういうふうになってるというところを米印で書く。
1:21:12	191 ページ目の吸気中の、防毒マスクをつけたときの評価の仕方というところも同じように、こういうような意図でこういう計算をしてるといいうところを書くようにします。
1:21:25	最後 342 ページ目のところでアンモニアの濃度評価の時の 30 度設定のところですね、ここを考察を踏まえて 30° に設定してますので、そういった考察をきちんと書いた上で、
1:21:40	説明をするというような形にさせていただきます。
1:21:44	ご指摘いただいたところは以上で合わせてこちら、先ほど、球場側で有毒ガスのところ低減とか稼働下の表に関しまして、
1:21:57	コメントをいただきましたので、層位に多様な整理表が 20 条側でもくっついてますんでそれも合わせて修正するというのを、
1:22:07	この場で述べさせていただきます。

1:22:11	この修正は先ほどの9条とかと同じように17日までに作成して提出するというような形で考えております。以上です。
1:22:25	はい規制庁タカナシです。ただいまのまとめも含めまして何か確認コメント等ございましたら、お願いいたします。
1:22:46	はい、規制庁高松です。よろしければ、原燃の方で次の資料をですね、の変更点ポイント等ご説明、説明をお願いいたします。
1:22:57	はい。日本原燃の堀口です。では27条と47条の時実績能力1.0の説明をいたします。まず27条と47条の通信連絡につきましては、
1:23:08	補足説明資料でいうと27条では、6段票となる116ページを、
1:23:15	お願いします。116。
1:23:27	はい。いや、27年度はごめんなさい、今47条等27条74ページお願いします。
1:23:34	27条の74ページの、
1:23:39	6段表残っぽつと6ポツのところに河成がありますが、
1:23:44	ポツのところでおその部分を、
1:23:47	それと有毒ガス発生の恐れと発生というところを5ポツのほうに追加、6ポツに関しましては、
1:23:54	補正申請の中でキツどのような記載をし、厚反映するかということで、記載をこちらの方に文章としてどのようなことを追加したかを明確化ということで追加しています。
1:24:06	これが76ページとかそういったところで後段にも同様に繋がって、続いていきます。
1:24:14	47条の方も同じ。
1:24:17	修正になります47条の116ページをお願いします。
1:24:28	106116ページでも5ポツのところと、6ポツのところで、移動活動発生の恐れがある場合が発生した場合ということで、あと、
1:24:39	通信連絡設備を使用するということを、5ポツの担保すべき事項として追加しましてそれに対して、補正申請ところにどのような記載を追加したかということを記載の明確化ということで追加した文章をこちらに、
1:24:54	記載をしています。これは後ろのページに戻っ、続いていく形になります。
1:25:00	27条と47条に関しては以上です。
1:25:03	一度ここで推進連絡だけで1回説明を切りたいと思います。
1:25:11	はい。規制庁高橋ですそれでは今の通信連絡のところですね、につきましてか、確認コメント等ございましたらよろしくお願いいたします。
1:25:23	規制庁の藤原です。

1:25:25	基本的に 17 条と 47 条についてはその 6 段票のところの整理を、補正をしたものに対してきちんと合う形で、整理されたという理解なんですけどそれでよろしいですか。
1:25:38	日本原燃の堀口です。おっしゃる通りです。
1:25:42	規制庁のフジワラですわかりました私の方では 27 名中 47 条特段これ以上機構、お聞きする話ではないかなと思いますが、規制庁の方でどなたか他にいらっしゃいましたら、お願いします。
1:25:56	規制庁コサクです。私も念のためですけど、通信連絡の場合は、どのように使われるかっていうことの、
1:26:04	ポイン等かなというふうに思ってるんですけどそこはあれですかねこの後の、
1:26:08	県 0 側で説明ということでこちらで具体というわけではないと思えばいいんですか。
1:26:14	日本原燃の堀ですホリグチですはいそうです。
1:26:18	はい、わかりましたありがとうございます。
1:26:25	はい。規制庁高橋です。その他何か
1:26:30	ございましたらお願いします。
1:26:35	規制庁の話でももしないようでしたらさっき今の話でも、また使え、1 件 0 中でも関連する話があるかと思しますので、そちらの方をご説明、説明いただいて、また確認ということにさせていただければと思しますので、
1:26:49	続きの説明の方、お願いいたします。
1:26:51	はい。日本原燃の堀口ですが続きまして、1.0、技術的能力 1.0 の説明をいたします。今回補足説明資料で追加した部分に関して差追加修正した部分について説明いたします。
1:27:04	右下で 149 ページ。
1:27:10	の部分ですけども、第 2-3 表ということで放射線管理用資機材等ということでここは緊急時対策建屋のものですけども、こちらに関して、
1:27:21	根拠の部分もともとあったんですけどそことあと、保管場所を追加していますこちらは後でもう一度もう一度説明しますが 2-7 表という中央制御室と表の形を合わせる。
1:27:33	形に修正をしております。
1:27:36	ここの 2-3 票に関しましては途中表の下のところの注の 2 というところに酸素呼吸器は、前 7 制御室に保管しておりということがあっておりますが前回、

1:27:47	ご提示しました資料の中では酸素呼吸器を配備するバーという形で書いていて何の説明もなかったということでちょっと反省すべきところがありましたそれで、表中に緊急時対策建屋に置かないものに関しては障害、
1:28:02	枠外のところで注記として、記載をしております。また46条との記載の合わせということで全面マスク及び半面マスクということを自主対策設備として、
1:28:14	設けるものに関してこちらへ反映をしております。
1:28:18	続きまして右下で154ページこちらが第2-7表ということで中央制御室をしFの施設制御、
1:28:28	制御室になります。先ほどオクデの方から説明がありましたが170戸以上ということで数値の根拠となるところ、あと数字の方見直しております。また、
1:28:39	こちら計算の根拠というところを今まで入れておりませんでしたのでそれがわかる形で入れております。
1:28:46	ちょっと今後の、
1:28:47	修正のところで、一つ一つっていうわけじゃないんですけどこの2-7表でちょっと訂正がありますのでこっち、今説明いたします
1:28:58	154ページのこの測定機材という表の中の下の方なんですけど、現在 α β 線用サーベイメーターというところで現場監理者用5台、
1:29:09	定例管理杭区画用語第1四半期と管理建屋用1台、予備4台って書いてますけどこちらにFの制御室の分1台が抜けておりましたので、
1:29:20	Fの制御室の1台で予備が3台という形で見直しをいたします。同じように一番下のガンマ線用サーベイメーターに関しましても、今5建屋ということでFの制御室が、FFが入ってない状態で記載されていますので、
1:29:35	このウォーターで掛ける1台%班掛ける2班に、Fの1建屋掛ける1台掛ける一般ということで、
1:29:45	11持田台数を11台としまして予備を4、5から4に、1個引いた形で記載を見直しますはい失礼いたしました。
1:29:55	そして、ですね。
1:29:59	この
1:30:00	(1)の表等に、156ページで今度(2)の方で薬品防護具の一覧という表があります。
1:30:07	こちら、

1:30:09	(1) の右下で 154 ページのところの最初の耐薬品用グローブ 7、95 以上だとか長靴が 90 束以上って書かれているものに対して、
1:30:20	156 ページで同じように耐薬品用グローブが 108 セットで書かれていますこれは、括弧 2 の 108 セットの中に括弧一位の 90 束以上という 90 以上というのが含まれた形ですねそれが今、
1:30:34	注記としてわからないき注記がなく記載がわからない数字になってますので、内数であることがわかるよう記載を見直し記載を追加いたします。
1:30:44	はい。
1:30:45	続きまして、
1:30:48	週数大きく修正したところに関してまず目次の説明で 116 ページをお願いいたします。
1:30:56	補足説明資料、
1:30:59	166 ページ。
1:31:02	66 ページをお願いします。
1:31:06	166 ページで、目次のところで、補足資料の 1 のところに 5 ポツというもので初動時に有毒ガスが発生した場合における対応についてということ項目を、
1:31:19	新たに追加しております。こちらは、
1:31:23	尾野と人が、何人がいてそれで何個室ものがあったから大丈夫ということを示そうと思ひまして今回新たに追加しました。
1:31:34	1、1 ポツから 4 ポツまであまり変えずに 5 ポツで詳細を書いていたのでちょっと構成の具合が悪くなりましたので 1 ポツから 4 ポツまでのところで、
1:31:45	7 日間の有効性評価として大丈夫であることその詳細について、5 ポツで述べるといった形でちょっと文章の構成の部分で、前段で 5 ポツへの流れを
1:31:56	滑らかにする文章を追加いたします。
1:31:59	そして、その具体の方に今度は入りますけれども右下で 180 ページをお願いします。
1:32:09	右下 180 ページ第 1 表ということで原子力防災資機材に関して、主な保管建屋ということに記載、追加いたしました。出入り管理建屋であるとか、主に保管場所として記載されているもの。
1:32:23	あとは一番下の一番下で右下二つに関しては、

1:32:26	前処理建屋分離建屋出入り管理建屋等ということでこちらの 11 建屋前処理分離精製座礁等様々な建屋にあるのでこちらは衛藤という形でまとめています、建屋の出入口近傍に大体置かれているものです。
1:32:40	こういった形で保管場所を建屋として明記いたしました。
1:32:45	右下で 176 ページをお願いします。
1:32:49	170
1:32:51	6 ページは防じんフィルターと吸収缶の保管場所と保管工数後、
1:32:57	カタログの使用について記載新たにこちらを追加しています防じんフィルターでは、液体分郡司ミス等ということで放射性エアロゾルをこちらで除去すること吸収缶は有毒ガスの状況に用いますこちらを、
1:33:12	組み合わせて使って、対象防毒マスクにつきまして対処することとしております。
1:33:19	この表を追加しています。
1:33:22	続いて、ですね。
1:33:28	修正についてですけれども、右下で 192 ページと、193 ページのちょっと記載の不一致がありましたのでこちらを直すこれ今後直すことを説明いたします。
1:33:42	右下で 192 ページのところ中央制御室で対応する重大事故等対処要員が、
1:33:48	防毒マスクの九州間下から 3 行目の終わりのところですけども、
1:33:53	九州間は 1 回の頻度で交換しますっていう。
1:33:57	ことを書いていましてそれで、193 ページの一番最後の、
1:34:02	最後から 2 番、2 行目のところで吸収緩和緊対のほうでは、
1:34:07	九州間は 2、2 回 / d a y する日の頻度で交換しということで同じものに交換頻度が変わっているところに関して記載を直しますこちらは、
1:34:19	ちょっと先になるんですけども、259 ページ。
1:34:23	の部分で、
1:34:24	有毒ガスの流動化すに対する防毒マスクの使用可能時間ということに記載していますちょうど真ん中くらいのところなんですけれども使用時間は 800 時間以上となると。
1:34:36	よって吸収可能要員数に対して 1 日当たり 1 セット以上 7 日間分配備していることから大丈夫ということで、もともと九州間は 193 ページに、
1:34:46	緊対ところなんですけども 2 回 / d a y って書いてるところを 1 回 / d a y で +1 回 / d a y で十分なんだけどそれ以上の数を持つということで、記載のちょっと見直しをいたします。そちら失礼しました。
1:35:00	あとですね、

1:35:01	今回の表の持ち物に関する反映をしていった際に、
1:35:08	右下で 274 ページに第 26 表というものがあるんですけどこちらの反映がしきれてない部分がありましたので 1.0 に関しては全般をもう一度ちょっと見直しまして、
1:35:18	はい漏れがないかというところを確認して、
1:35:21	反映をしっかりとするようにいたします。あと先ほどオクデの方から 20 条で、
1:35:28	スクリーニングに関するところの条件アンモニア、
1:35:33	んどですね。
1:35:34	評価のところの前提を書いてあるところに関して 20 条でな記載を直すといった部分に関しては 200、
1:35:42	65 ページや 266 ページのところ、技術的能力において 0 として、同様の記載があるところだと思いますのでそちらの記載を、二条と担当整合、
1:35:53	反映すべき項目ってことが何であるかを認識した上でこちらにも反映するようにいたします。
1:36:01	土岐です。
1:36:03	防護具の表。
1:36:06	に関しましては、随分先に飛ぶんですけども、1355 ページの方が今度 1. 11
1:36:18	になるんですけども制御室の持ち物の数を、こちらにも同様の表として用いてますので、記載として、直すべきところがあった場合は
1:36:29	こちら確認しなおしますまた、1746 ページに今度行きますとこちらが制御室じゃない緊急時対策所の持ち物数量に関して同様の表がありますのでこちらも、
1:36:43	一部
1:36:44	見直す九州間の部分に関して見直す部分がありますので、直した形で、再度提出いたします。提出に関しましては 17 日に提出できるように、
1:36:55	全般見直しましてそれで修正をいたします。説明は以上です。
1:37:04	はい、規制庁タカナシすみません規制庁高橋です。ただそれではただいまの件に関しまして確認コメント等ございましたらよろしく願いいたします。
1:37:15	シートのフジワラです。
1:37:17	全般的にいろいろと見直していただいて、あとまた、今回の資料では反映し切れていないところ、気づき、
1:37:26	2 点で、今後、資料整備等、整理していくという、

1:37:32	その方針もある程度は聞いたんですが、何点か確認をさせていただきます。
1:37:37	まず、江藤 1.0-2 の補足説明で、154 ページにある、両括弧 1 両括弧 2 の表の関係が綺麗になっていなかったといった点についてなんですけど、そこって
1:37:51	ある程度わかる。
1:37:53	場合もあるんですが、92 掛ける 1.2 っていう話で 108 セットとかわかるんですけど、
1:38:01	汚染妨害とかなんかかなり着数が違っていてその辺りも整理されるということとあと、防毒マスク等、
1:38:11	当然マスク半面マスク辺りとの関係性なんかも、整理されるという理解でいいですか。
1:38:18	日本原燃の堀口です整理いたしますと防毒マスクに関して言うと全面マスクのところ、
1:38:23	朗読マスクとして例えば今か右下で 156 ページで防毒マスク 204 個って、
1:38:32	154 ページだと全面マスク 170 個以上って書いてあるこの全面マスク防毒マスクを表したりするんでは
1:38:39	わかるように見直しをいたします。
1:38:42	以上です。
1:38:44	磯野フジワラです。わかりました。ちょっと細かい点ではあるんですけど 149 ページで、360 人っていう数字も出てくるんですけど、100 人との関係で評価委員の説明はしたの。
1:38:57	注釈の外側というか、妥当性の確認についてっていうところに書いてあるんですけど、この 360 人っていうのは、委員会に収容される最大の人数っていうことで 360 っていうふうに記載されてるという理解でいいですかね。
1:39:11	日本原燃の堀口ですその通りです。ちょっと 2-3 表に書いてなかったんですけど。はい。360 最大使用ニーズを表しています。
1:39:19	以上です。
1:39:20	規制庁の藤原です。100 人の説明があるので、ここも少し書いていただくと、1.0 のところで急に 360 という数字が出てくることになるので、その点ちょっと検討いただけたらと思いますので続けてすみません。
1:39:34	同じ 149 ページなんですけど今日ご説明があったところでありますが、全面マスクが 120 個っていうところと、一番下の全面マスク及び半面マスク 360 個っていったところがちょっと理解が、

1:39:48	追いついてないんですけど、この書き分けとかって何か意図があるんですかね。
1:39:53	日本原燃の堀技師その防毒マスクとして必要数を確保するっていうふうなところを 125 の全面マスクとして表してまして、自主対策として
1:40:04	有毒ガス対応とは別に自主対策として持つものとして全面マスクをは及び半面マスクを持つとしていてこの 120 を防毒マスクとして、
1:40:16	読めるように、ちょっと見直します意味としてこの 120 が防毒マスクを意味しています。以上です。
1:40:24	町の始まり、その場合に、360 戸の方は自主対策であってこの 125 は 360 に含まれないと思っていいんですかね。
1:40:52	ちょっと待ってください。
1:41:09	はい、日本原燃の堀口です 102365 の中にこの 120 が含まれるっていうことを、注意書きの方で記載を追加いたします。
1:41:22	規制庁の藤原です。
1:41:23	わかりましたそうですねちょっとこれだと、別物のようにも見えるのでしかも横に、今度のところで、自主対策として書かれていますので、なおさらなんか別物のように見えるので、その辺りわかるように記載を整えてください。
1:41:39	すいません。コサクです。今の、ちょっと私がよくなっちゃったんですけど、
1:41:44	んな、含まれると言った時に、なぜその 20 で書かなきゃいけないのかとか、その辺りはどういう状況なんですか。
1:42:01	与儀西原でございます最大収容人数 360 人の記載を、ちょっとここで繰り返しまわし過ぎて意図を見失っている気がします
1:42:11	全面マスクとして必須の 120 というのをちゃんと書いた上で、それ以外に準備するものにこんなものがありますよ、それについては、こういう人数を考えながら準備しますということを書き分けて、
1:42:23	いけばいいのかなと思いますちょっと今、ごちゃごちゃになってるんでそこを整理して記載をさせていただければと思います以上です。
1:42:31	規制庁、迫ですわかりましたそうすると、
1:42:35	120 は支援組織の要員。
1:42:42	ということで、それ以外の人についてわあ、160 人のうちそれ以外の人については、飴マスク、
1:42:52	を用意をするということでもいいんですかね。
1:43:07	規制庁コサクですその分、200、245 については、半面マスク以外の全面マスクもあるのかもしれないんですけど、

1:43:19	少なくともプラスはそれは自主でやると、そこの考えとか、
1:43:24	機運をお聞かせいただいて、
1:43:29	日本原燃津島でございます。
1:43:32	こちらの金対象の配備する数量についてですが、上の方の 120 全面マスクにつきましては、その数字記載してございます通り
1:43:42	その外でいろいろ活動したりするその 100 人の人たちが、支援組織での外でいろいろ活動している人の分として、102 耐専水曜日をもって 120 と。
1:43:55	いうふうなものを整備してございます。で、下の方の 360 個っていうものにつきましてはですね、緊待所の中において、止まって活動する人たちが、
1:44:05	そこで万一、問題部門、
1:44:09	状況が止まりよろしくなくなってきた時に自主対策として、本をできるものとして、全面マスクが半面マスク、どちらということなく、
1:44:20	360 個というものがそれを配備してですね、自主対策として棒配備するというふうなものを考えたものでございます。
1:44:30	規制庁コサクですその自主対策といってるところの意味合いにもあるんですけど居住性確保というのは、要求としてかかっ
1:44:41	ていて、
1:44:42	その時に大枠としては関係の隔離と言いつつ、
1:44:48	酸素濃度、二酸化炭素濃度を踏まえて取り 1 回 1 人でも再開をすると。
1:44:56	いったときには防護具も装着をしてということになるんですけど、
1:45:01	そこは字数でいってというところの考えの整理はどうなりますか。
1:45:11	日本原燃津島でございます。
1:45:13	そうですね基本的には外気取り入れを防止の遮断してですね、やっていく中で対応しておりますがそこで、
1:45:25	あの部分はできるんですが、その場合においても、今の環境がインター周辺の関係がですね、あまり良くなってきたりということを考えてですね、
1:45:36	地主として配慮しようというふうに考えているものございますが、事務長者の考え方を整理した上で書かせていただきたいと思います。以上です。
1:45:46	はい。規制庁、迫です。
1:45:48	これまで、1 年かけて話を聞かせていただいて、そのような状況ってのは非常 2 考えにくいし、

1:46:02	当然ずっとその誘導ガスが発生し続けるということではなくてそこは対処していった。
1:46:09	ということなので外気取入の際にまだ、有毒ガスが取入口G濃度が高いということは、考えにくいということは理解をしつつですね。
1:46:20	と言いつつもう
1:46:27	対策としては外気取入2を再開しますとかそのときには防護具の着用というのを必要に応じやるといって言われているので、その
1:46:40	考えは整理をしておかなければいけないなというときに、手順でそう言っておきながら、ものとしては自主ですってあえて言う必要がどの程度あるのかなという気が。
1:46:53	したんですけど、ちなみにあれですかねこれは今、補足説明でこう追記するますんなってますけど申請書上はどうなってるんでしょう。
1:47:05	日本原燃の堀口さんの申請書にはこういった数だとかこれが事実だとかということは書いておりません。以上です。
1:47:13	規制庁、加来ですわかりました。それであれば今、話をさせていただいたところを踏まえてですね、どういう、
1:47:22	表現をしていくかっていうのは整理をして、
1:47:26	見直しをしていただければと思います。以上です。
1:47:31	日本原燃の堀家先生わかりました手術はい。適切に入り直すようにします。以上です。
1:47:40	系統のフジワラです。
1:47:42	続けて、確認をさせていただきます。さ、今日の説明でもあったかと思うんですけども1.0--6のところ、
1:47:52	1から4のところについてももう少し記載を見直してといったところで、5の個別のところ、
1:48:04	ここのところ基本的には具体的な記載として、7パカーンに関しては大丈夫なんですという話があり、その前の4ポツのところ、
1:48:16	酸素ボンベとかの供給体制みたいなことが書かれていて、それとその7日間との関係が今、明確ではなくてそれを書きただけののかなと思いつつ、
1:48:26	確認したいんですけども。
1:48:29	基本的には7日間は大丈夫。SAのところでの神田外からの支援なしで大丈夫なように頑張るんですけど話だと思んですけど、なので7日間は大丈夫で、

1:48:40	プラスアルファで、酸素ボンベについては、供給体制っていうのを組み込んでいう理解でいいんですかねそれともへと7日間。
1:48:51	ない以内のところで、必要となってくるんですって話なのかどちらなのか教えてください。
1:48:57	日本原燃のホリグチ前者の方にあります7日間は大丈夫でそれで8日は7日目以降で、支援が来てそれで物が補給されて大丈夫、また
1:49:07	他のカー管の中へ、7日前からもうすでに支援が来るようであれば、その支援も助けとしてやると、なので7日間、ものとしては十分あって大丈夫ですという説明が、になります。
1:49:23	規制庁の麻生です。それは1ポツからの5ポツより前のところで述べるようにします。以上です。
1:49:30	規制庁の藤原ですわかりました。基本的に酸素ボンベとか酸素呼吸器を使う時っていうのは、ある程度何かわかってないときであってそのあとは、装備の軽減をしていくのでっていったところで、
1:49:42	7日間は大丈夫ですのかなと思っていますのでそういったところ流れが綺麗にわかるように、と修正していただけたらと思います。で、今回その5ポツのところで、詳しくは書いていただいているんですけど、
1:49:56	5.2. 1のところのお配りの作業者のところ、
1:50:01	については登場人物が何パターンかあるので、詳細されていて、それとプラスアルファで資機材についても別途立てていると。
1:50:13	今、この5.2. 2-2とかあと5.2. 34っていったところは、その中で登場人物がそんなにないので全部一色書きますということなのかなと理解しつつも、
1:50:26	5.2. 1.4のところの資機材っていったところで、7番大丈夫なんですっていう話はしつつもその前に、
1:50:35	来ている登場人物の人数との式と資機材との、
1:50:40	の数との関係とかがいまち紐づいていないような気がするんですけどその辺ってどういう認識ですかね。
1:50:49	日本原燃の堀口です。
1:50:51	各個別のところで、例えば5.2. 1.4に関して5.1、2.1. 1と1.2といて3のところ、
1:51:02	会でてくる登場人物の人数に対して、あと、
1:51:06	あと第2-3秒第2-47表で書かれている。
1:51:11	何個持ちますっていうところと、が着工した形で、結果だけ書いてるような部分があったので申しました数値として、

1:51:21	わかりにくいとか上がってない部分があるかもしれないんで 5.2. 1.4 もあわせて直しますと
1:51:30	文章構成上もこの屋外だけ、この 5.2. 4 って形で、資機材に関してまとめて書いて、5.2. 2 や 2.32 て要は文章中にまとめて書いてあって結局、
1:51:42	全体を通して大丈夫なのかっていうところが、書かれてなくて各校個別での評価だけなので、こちら後にまとめて全体としてどうなのか問題となるのは全体としてどうなのかの話なので、
1:51:55	ちょっとこうも食うをちょっと入れ替えながら、全体として大丈夫なのかということを知るようにいたします。はい。
1:52:03	以上です。
1:52:05	レートのフジワラです。お答えいただいた後にその点もお伝えしようと思ってました。全体的に大丈夫なのかといったところが理解したいところですので、そうですね。今おっしゃられたように、整理を、
1:52:17	もう少ししていただきたいと思っています。今日の説明の中に、
1:52:24	吸収缶の交換頻度の話で 1 回とか 2 回とかっていうところを整理しますっていうふうには言われてたんですけど一応 190 ページとかでもその二階のずれて言ったところもあるのでその辺もご認識いただけたらと思います。
1:52:39	日本原燃のリリースはい、承知しました。はい。
1:52:44	理事長の藤原です。
1:52:46	衛藤、少しページがあって 170、あ、すいません。
1:52:51	170 ですか。すいません。今の話の中でちょっとよくわからないというか、明確にして欲しいというか、ところがあって、
1:53:00	今の初動とか、前者のところで呼吸器、酸素ボンベですね、十分足りるだけ予備を確保するんだということがわかるようにし、
1:53:12	されるということなんですけど、184 ページなりの、
1:53:20	書いてる内容だと。
1:53:22	足りないように見えてしまうので、
1:53:26	前段でちゃんと書いていただきつつですねこの部分を関係がわかるようにしていただけるといいなど。
1:53:34	思っていてですね。
1:53:37	ええ。
1:53:38	この部分の記載ぶりが、あたかも供給しながら順々に補充するんだというふうに見えてしまうものですから

1:53:47	あわせて対応いただければと思います。お願いします。はい。日本原燃の堀ですはい、了解しました7款の有効性に関してはこの1ポツから4ポツまでのところでしっかり述べられるように、はい。記載を見直します。
1:54:02	規制庁の内村です。
1:54:07	あ、すいません先に、先ほど
1:54:11	出てきた182.2ヶ月の183ページのところで、ここ
1:54:17	体制と一番下のパラのところに、地震を要因としたっていう話があって、初期段階で現場作業を行う要員として123人っていうのがあって、
1:54:27	これまで1.0-2の補足説明だと90人とかっていう数字もあって、もともと、我々が既許可の時に一番括りとして、200人であったり160。
1:54:40	一井とか164という数字を聞いてきてはいるんですけど、もともと聞いている160万、1名プラス予備の三名みたいなところの、もう少し内側に、
1:54:51	本当にこの防護が必要な人たちがいてっていうので、その中で、それもちょっと広めで123があり、その内、完全に必要な人っていうので90人っていうようなイメージでいいんですかね。
1:55:11	はい。日本原燃の堀井です。はい、おっしゃる通りですただ今、
1:55:16	70に対して、90であった90と123と、170だったり今この184ページだと130セット以上で様々な数字がちょっと乱立してるような状況なんで
1:55:28	わかりやすいように、数に対する表だとか何か図をちょっと追加するようにして、
1:55:34	僕、僕自身も資料としてちゃんと間違いがないかを確認でき各通の規制庁さんでもしっかりと見ればわかるようなものをちょっと準備するよういたします。
1:55:48	規制庁の藤村ですよろしくお願いします。おそらく今まで聞いてる中の、本当にこういった作業をするので必要な人たちなんですっていうふうに絞られておるとは思うんですけど、それがわかるような形で、
1:56:00	何らか記載を拡充していただけたらと思いますよろしくお願いします。続けてすみません176ページのところで、今回も少し説明があったかと思うんですけど、防じんフィルターと吸収缶の話があり、
1:56:14	口頭では何か防じんフィルターのところエアロゾルなんかで、放射性物質なんかを取り除いてみたいな話もあったんですが、それって、文章としては、どこかにこのフィルターなり吸収缶でこういったものが除去できるんですって話って展開されてましたっけ。

1:56:31	はい。日本原燃の堀口さんの文章展開をしてなかった部分がありますので、文章を追加して、この二つをそれぞれ
1:56:41	装着させて同時に、放射性物質と有毒ガスに対して作業員を守る、守ることができるということを追加いたします。はい。以上です。
1:56:53	規制庁の藤原ですよろしくお願いします。
1:56:58	受け、
1:56:59	1997 ページのところで、
1:57:09	厳しい条件を確か記載されているところだったかと思うんですけど、ここに書かれているので、屋外
1:57:21	気にしているのは屋内のアクセスルートの1と屋外のアクセスルートの1について、何が一番厳しいのかっていったところを見てたんですが、
1:57:30	屋内で発生した場合に、換気が起動しているしていないはあるんですけど、屋外で発生したときに、建屋の中に入ってきてしまって屋内の
1:57:43	アクセスルートの人大丈夫なのかみたいなの話ってここに展開されてないような、196、97で読みきれなかった気がするんですけど、整理としてはいかがでしょうか。
1:57:56	日本原燃の堀口
1:57:59	ここは、
1:58:00	おっしゃられる通り、重大事故に関しては地震が厳しいところで関係が停止したことに関して述べていたので、換気が万が一起動している場合、
1:58:11	2 屋外の有毒ガスが、各建屋内に入ってくることに對しては言及はしていません。ません。
1:58:20	本件、これに関してもこの197ページから198ページに関係するところで、
1:58:27	屋内のアクセスルートに対することとして条件を追記いたします。屋外から入ってくる時には建屋内の区の丸井1部屋に、
1:58:37	入りというよりは攪拌機の給気口から入ってくる時には、
1:58:42	各部屋に分散されて供給されるので建屋の空気容量で、
1:58:47	希釈されますし、
1:58:49	あとは、実際にS Aにおいて、
1:58:52	代替地震に対して、事故対象の可搬型で対処するので既設設備が動いている場合に停止させて可搬型です。対処するというでもありますのでそういうことで、
1:59:03	換気が動いている場合には停止させて、屋外から屋内への誘導活動流入を防ぐだとか、入ってきた場合に関しても、換気が起動している場合には

	建屋内の希釈効果も考えられるのは大丈夫であることをこちらに追加しようと思います。はい。以上です。
1:59:20	院長の藤原です。わかりました。
1:59:23	一応今のお話を聞いていると整理としてはそんなに変わらずでただ単に書ききれてなかっただけなのかなと思っています。
1:59:33	受けて 255 ページのところで、先ほど、これまでの条文で 12 条のところでアンモニアの話とかそういった話も出てきたんですけども、
1:59:45	こちらを、
1:59:46	4.4. 3.2. 2 ですかね、この辺とかも、その辺と連動して記載を拡充されたりするんですかね。
2:00:01	はい。日本原燃の堀口ですこちらは、今の、
2:00:09	アンモニアは三分でメタノールが 30 分っていう 4 点って 3.2. 2 だからアンモニア 3 分とメタノールが 30 分って書かれてるところでよろしかったですか。
2:00:19	規制庁の条例すいませんその前に 12 条のところで、
2:00:24	屋外の人とかに対する話も、12 条でまずは一旦書き切るみたいな、補足説明の中でかけてるみたいな話があったんですけど、そこの関係性ってどうなるかをまずはお聞きしたいんですけどいかがですかね。
2:00:47	日本原燃の堀口です先ほどタマウチの説明の時にアンモニアに関しては、12 条側でアクセスルートから離れているというところ。
2:00:58	が説明としてあって 12 条でも反映することになるので、こちらの屋外の、
2:01:03	アクセスルートのアンモニアに関してもそういった 12 条の話を反映した形で説明をするように展開するようにいたします。
2:01:13	規制庁の藤原ですよろしくお願いいたします。その上で先ほどちょっとおっしゃっていた、3 分とか 30 分とかいう話でアンモニアの話はそういった展開がされると理解してって、
2:01:24	メタルの三分 10 分っていうのが、他の硝酸や二酸化窒素が 14 時間とか 2、4 時間に対しては、短い短いというものの、この辺りってその時間だけで、
2:01:37	切ろうとしているのか、先ほども少し話のあったアクセスルートとの距離の関係とか油脂輸送と輸送ルートですかね、の、との関係とかそういったことも考慮されてで、
2:01:49	できるという理解でいいのか、どうなんでしょう。
2:01:52	整理を聞かせていただきたいと思ってます。

2:01:56	はい。日本原燃の堀口です今の記載の趣旨としては時間が短いということで、除くってということで考えておりました。ただ
2:02:06	実際にメタノールに関しては、マスクを装着した場合で、は装着しない場合で100メートルの離隔距離でマスクをつけた状態だと20メートル程度の
2:02:17	離隔距離をとる、とることによって作業員を守ることができるということがわかっていいのでそういう観点で言ったの。
2:02:26	時間が短いということと、万が一漏れた場合でも、アクセスルートに対して迂回路、それだけの湯、距離をもっと湯、迂回路を確保して、
2:02:39	移動することによって問題ないということがわかっていますのでここ時間が短いといっても日1単位の大体時間作業員の時間ってのは大体2時間ぐらいで四分の一位。
2:02:50	位と短いっていうふうなところ短いってあるんですけども予期せんでどのタイミングで出るかわからないっていうふうなところを考慮すると、短いからといって切れるものではないと考えるので、
2:03:00	もうちょっとここに関しては加筆しまして、
2:03:08	離隔距離だとかアクセスルート、あとバンカー運搬ルートがどうだということも加筆した上でエースだから大丈夫ということ、説明を追加しようと思います。以上です。
2:03:22	副長の藤原ですよろしくお願いします。
2:03:25	あと1点先ほど通信連絡のところを使い方等は、こちらの資料でっていう話ではあったものの、今回その資機材とかの整理の中ではそんなに大きく、
2:03:38	追記なりはされていないと思うんですけど、使い方とかも少し補足なんかで入れるおつもりですかそれとも実際、
2:03:48	ほとんど使うものとかその構成なり、
2:03:53	ていうのが、27条、47条なりでわかるので、そこまで記載を拡充されないってイメージなんでしょうか。
2:04:01	日本原燃の堀口です使うものが何か後は、具体的に誰がどこに連絡するかっていうところは、1. 14であるとか27条47、7条のところ書いてありますので今回この、
2:04:14	改めて、もともと記載があるところから今回改めてその通信連絡に関して、説明が、説明を追加しなきゃいけない補足しなければいけないことはないと思ってたんで、今回、
2:04:27	収集資料の修正追加後の説明ということも
2:04:32	ないかなと思ってました。以上です。

2:04:37	規制庁の藤原です。
2:04:38	衛藤。
2:04:39	うん。もともと既許可のときから、装備なんかについては175ページで写真なんかも載っていて、こういった装備の中で行いますということもあり、またそのときにも通信連絡なんかは整備されることがわかっていてっていったところではあるものの、
2:04:56	今回何か有毒ガスの検知で通信を使うって話になると、本当に成立するのかなっていったところは若干、お聞きしなきゃなと思っていて、
2:05:06	この175ページにあるような装備をしていても基本的には、通話が可能であるとかそういったことってというのは、日々の訓練とかで確認をされてるんでしょうか。
2:05:20	はい。日本原燃のホリグチです訓練の中で、
2:05:27	通信連絡ができることは訓練の中で確認をしております。
2:05:32	装備装備の中で
2:05:35	酸素呼吸器を装着したマウチ一番厳しい状態で、
2:05:40	その通話ができるということの確認もできておりますので、訓練の中で確認しているというのが回答になります。
2:05:48	清町の千葉です。その際に確認されているのって可搬型通話装置でしたっけヘッドセットみたいな先に装着して、そのあとに装備をつけてっていう類なのか、それともそれ以外も、
2:06:01	携帯電話なりで確認されてると両方とも確認されてるってことですかね。
2:06:06	日本原燃のホリグチ説の。
2:06:09	ヘッドセットの方は装着ができることを確認してんですけど実際に現場に可搬がたの通信の、
2:06:16	伊達達平っていうんすかそれーが今まだない状態なんでその通話の実際に訓練って出してないです実際には衛星携帯電話だとかPHSを使って、
2:06:27	通話できることを確認をしていますのです、実際に操作はしにくいような状況でもしっかりと通話ができるということを確認したということになります。以上です。
2:06:39	規制庁の藤原ですわかりました一応今あるものに対しては、通話が可能であると。実際、ボタン操作なんかも、こういった装備だと、しづらい環境ではあるものの、それでもってきたということで理解はしました。
2:06:56	この資料について一通り私は確認できたので、それ以外に何か規制庁側からあればお願いします。

2:07:03	規制庁コサクです。最後の話をした内容もわかるようにしていただけたらな。
2:07:09	思うんですけど、使い方という面だ等、
2:07:14	ヘッドセットでの対応っていうのが主なのか、先ほど言った形態なり何なりおかしいかっていうと、
2:07:23	日本原電の堀口菅野最後語尾のほうちょっと聞き取りづらかったんですけど、
2:07:31	どっちが一緒ですか。どっちいらっしゃるわけ。はい。日本原燃の堀口です。建屋内、
2:07:38	での通信連絡はヘッドセットが主になりますそして、ヘッドセットで建屋の入口にいる現場管理者、源馬管理者の方補助者というのは、
2:07:49	建屋内の1款の連絡を聞くのがヘッドセットになりまして中央制御室の方に連絡するのは、衛星携帯電話だとか大体、
2:08:00	食満携帯電話関係になります。
2:08:02	以上です。
2:08:04	はい、蘇武です。そうだとするとまず、その点を、
2:08:10	どこかで明確にされてると思うんですけど、その時に現場がワーナリのヘッドセット、
2:08:21	を付けての状態。
2:08:26	要は、どこから
2:08:33	優先のものを引き出さなきゃいけないってことだと思うんですけど、そのあたりの状況とかですね、整理をしていただいて基本はこういう体系で使いますと。
2:08:44	次、実際に使えるように、
2:08:48	まずなんです。その実現可能性が見えるようになっていて、今後訓練をしていく。
2:08:54	衛星携帯で携帯電話だったりなんなりの使い方についても5ポツについては今年で今もうすでに実施していますということっていうのが見えるようにしていただければと思います。
2:09:06	イメージは分けてました中、
2:09:09	はい。日本原電の堀家で例えばですけど、県民管理施設の中で、
2:09:16	ヘッドセットの端末を越しにつけてそれで、どこかに端末から出る有線のところを、穴をあけて輸出優先を出してそれで、
2:09:27	がテープなり養生テープで養生してそれで、そののタップを、実際差込口に挿してそれで運転員が通話できるというような、

2:09:38	実際に物がどうやって使われてそれで実際に使えるってということがわかるように説明を追加するという認識だと思いますのでこちらの 1.0。
2:09:50	の部分に、
2:09:52	適切なところに訓練ところとか、適切なところに追加をしてわかるようにいたします。はい。以上です。
2:10:00	はい。どちらでも構いませんので実入りしていただければと思います。以上です。コサクでした。
2:10:10	規制庁、ごめんなさい。規制庁高橋です。その他何か確認コメント等ございますでしょうか。
2:10:24	はい。規制庁高橋です。それではこちらで全般見直しという話が最初にありましたけれども、今日の今の確認等を踏まえまして振り返りまとめ等、お願いいたします。
2:10:37	はい。日本原燃の堀口です。
2:10:40	149 ページの制御室じゃない緊急時対策所の 360 に関しては人数の明確化。
2:10:48	理由を記載しますまた
2:10:51	自主対策というふうに書いてあった 360 個の部分に関しては手順とも、ものが実施という必要があるのかどうかということでこの、
2:10:59	記載をしっかりと正しい形に記載したいと思います。
2:11:04	4 ポツと 5 ポツのところまで 4 ポツまでの部分で 7 日間ですっきりと物が足りていること、そして足りて中でその後の支援で大丈夫である。
2:11:16	ということがわかるように 1 ポツから 4 ポツの中でしっかりと記載の充実化ができるようにいたします。酸素呼吸器、
2:11:24	だとか他の資機材含めて、記載をしっかりと充実化させます。
2:11:31	5.2. 1.4 というところで最後の部分で資機材のところを追加してましたけども、全体に対して資機材がどうであるかということがわかるように全体まとめも、
2:11:42	しっかりと記載をいたします。
2:11:46	とですねは、
2:11:49	123 人に対して酸素呼吸器とか空気呼吸器ということであるので大丈夫っていうようなところで様々な数値が出てるので数値がしっかりとわかるように、
2:12:01	表なり率なりで、追加しまして、この時はこの数字この時はこの数字だからこれで大丈夫ということをお知らせできるようにいたします。
2:12:09	マスク、防毒マスクに対してフィルターを 2 個つけて守るということをししっかりと文章中に明記いたします。

2:12:16	スクリーニングのところの条件として換気設備の起動中、
2:12:22	起動している場合に、屋外から有毒ガスが中に入ってきて大丈夫である説明を追加いたします。
2:12:29	255 ページでアンモニアに関する 12 条の考えを
2:12:34	追加、いたしますまたメタノールに関しても、実際にその離隔距離だとかそういったアクセスルートに対してどういう迂回路
2:12:43	がどうだということで、30 分以外に大丈夫だより説明を追加いたします。
2:12:48	最後に、II は、
2:12:50	その設備ってというのは、実際にどういうふうなことを装備して、実際にできるのかどうかということの記載を追加いたします。以上です。
2:13:02	はい規制庁高橋です。今の件もスケジュール的には他のこれまでの条文と同じということで考えてよろしいでしょうか。
2:13:11	はい。日本原燃の堀です。堀口です 17 日にまでに修正いたします。以上です。
2:13:22	はい。規制庁高梨です。それではちょっと今今までのところろうで何か確認コメント等、
2:13:29	ございましたらよろしくお願いします。
2:13:32	規制庁補足です。
2:13:36	この資料についてはもともと資料のページ数が多くて、先ほど、
2:13:41	最初の方の説明もある通り大分精力的に全体体系見直して、整合をとって作業されるということで、作業方針としては
2:13:52	ゆ結構なんですけど、
2:13:54	何分作業が多分多いと思うので、分担されるのかとは思いますが、レビューも含めてしっかりとやっていただければというふうに思います。以上です。
2:14:05	はい。二本木西原でございます。
2:14:08	17 日はホリグチの意気込みと受け取っていただいて、万が一の場合はスケジュールは別途ご相談させていただきます。はい。
2:14:18	コサクです。了解しました。
2:14:23	はい規制庁タカナシその他何かございますでしょうか。
2:14:35	はい。規制庁高橋です。それでは続けてなかった例、説明の方よろしく願いいたします。
2:14:52	はい、日本の石田でございます。誘導 9 月関係のメインのパート今で終了でございます、共用部分の方は、前回お出しをしてから修正をしております別途、

2:15:08	Aとさせていただいて修正が必要な箇所がありますそれは別途、修正をしてお出しをさせていただきたいと思っておりますということで共用部分は特にご説明する内容が補正も含めてもございませんので、
2:15:21	ということです。あと平和利用等々も前回お出しをした。
2:15:27	谷津大隈でヒアリングへの反映をしたということで、どこがこちらから追加で何か御説明ということはないんですが、何か、
2:15:35	やりとりが必要な箇所なんかありましたでしょうか。
2:15:41	規制庁コサクですけど、QMSの書類が出てきてますけど、これは何で、
2:15:50	はい、二本木西浦でございます。再処理の添9、あとは、
2:15:56	廃棄物のテンパチですかね、について前回ヒアリングをさせていただいてうちの品証関係の設計でのエビデンスが、繋がりも含めて、非常にすいませんこちらの
2:16:11	紐づけがうまくいってなくてわかりづらいところがあります。そういったものに対して、一連設計変更、設計のレビューの実績を表でまとめたりですね、して宮。
2:16:24	遊佐とかの紐付けを追加させていただいたというのが、お出しをした資料になります。こちらも
2:16:33	変更点をかいつまんで説明した方がいいですか。
2:16:38	はい、保坂ですお願いします。
2:16:52	少々お待ちください。
2:17:19	日本原燃スモモザワです。
2:17:20	添付書類9の、
2:17:24	5ヶ所について説明させていただきます。本日提出させていただきました資料は、
2:17:31	4月21日、通番に対して、今回8月4日提出版の修正箇所ということで、修正箇所、修正箇所は下線引かせていただいておりますが、
2:17:44	その7月21の資料からの下線、
2:17:48	修正課長というのはあまり多くありません。
2:17:51	ただ先ほど説明させていただきました通り、前回のヒアリング7月20日の
2:17:57	ところでコメントいただきました箇所について、変更し、
2:18:01	したもののについて
2:18:03	説明させていただきます。
2:18:07	まず補足説明資料2-1ですね。
2:18:15	右下ページ31ページからになります。

2:18:20	いただきましたコメントといたしましては、設計レビューの実績を単純に並べておったんですがどの計画に対してどんな実績があったかという形で、一覧表表記とさせていただきます。
2:18:32	そうし、
2:18:33	そういう形で
2:18:36	補足説明資料 2-1 は有毒ガス防護に関する業務として設計レビュー、
2:18:41	表という形で、左側に設計の計画、
2:18:45	でやる予定の、
2:18:47	設計の計画、あと次、7番として実績の表。
2:18:52	そして整理させていただいております。
2:18:58	同じく補足説明資料 2-2 は D B 供用に係る設計レベルの実績についてです。
2:19:06	この補足説明資料 2-2 の場合、場合ですが、D B 供用に係る教諭、設計レビューの実績といたしまして、
2:19:16	ある。
2:19:17	はい。この説明資料 2-2 は、ページは 57 ページになります。
2:19:24	この資料につきましては 7 月の設計レビューといたしまして前回の設計レビュー、前回のヒアリング以降、設計レビューを追加で実施しております。
2:19:35	ということで 7 月の設計レベルの件名が 5 件目ほど追加されております。
2:19:41	ここでの
2:19:45	設計レビューといたしましては、前回、ヒアリングで
2:19:52	話題に上がった D B 共用の範囲の追加について、
2:19:57	設計変更がありましたので、その
2:20:00	設計要求事項検討表が改正されず開発に対する変更内容へのレビューという形で実施されたものになります。
2:20:12	続きまして補足説明資料 2-3 です。右下ページ 89 ページになります。
2:20:17	ここに
2:20:20	ここ設計の計画になります。そ、
2:20:23	この設計の計画、単純につけただけなんです
2:20:27	ヒアリングにおいて設計の計画において記載すべき設計の各段階プロセスが何でどのような
2:20:33	さっきの計画、
2:20:36	プロセスが何かってことを設計の計画に書き込むかってことを、
2:20:42	詳細に説明するという目的でこの説明資料 2-3 の説明、

2:20:49	について修正させていただきました。
2:20:52	添付書類 9 の 3.2-1 表に示す設計の各段階として、331332、括弧 1332 (2) 等の項目。
2:21:02	記載してその設計の計画に記載されますということを説明させていただいております。
2:21:12	続いてこの説明資料 2-5 になります。右下ページ 111 ページ。
2:21:17	なります。
2:21:24	ここは設計に用いる情報の明確化。
2:21:27	申請書作成のために行う設計についてということで、
2:21:34	当社の設計プロセスにおいては
2:21:37	設計要求事項検討表というものを作成して設計に用いる情報から設計のアウトプットを導く図、縦の設計を、この帳票を作成して実施しております。
2:21:48	それぞれについてその設計のインプットとしてどんなことを明確にするかとか、この業務で何をやるかというのを、
2:21:56	実績説明として
2:21:58	この 112 ページの II、解説として追記させていただきました。
2:22:05	あわせて
2:22:07	インプットの適切性レビューについても実施しているのもう一度記載させていただいております。
2:22:22	続いてすみません。規制庁コサクです。ちょっとオーバーフローしてきちゃったので、はい。
2:22:31	確認ここで一旦確認させて欲しいんですけど、今言われたレビューってどこに書いてあるんですか。
2:22:38	2-5 の、日本原電スモモザワです。
2:22:43	適切性のレビュー。
2:22:45	言うと適切のレビューのことだと思われかもしれませんが、この
2:22:50	112 ページの、
2:22:52	第 2 センテンスと申しますか、設計に用いる情報の明確化としてというところに、設計内容に応じて以下の要求事項を明確にするとともにその妥当性について、作成審査承認という形で評価を行っている。
2:23:05	この作成審査上の中で評価を行っているってことが、該当箇所になります。
2:23:11	規制庁コサクですそれがそのエビデンスと繋がるように、どう書いてあるかっていうと、一番下の、

2:23:19	明確化及び妥当性評価並びに検討のアウトプットの実績って言うところの真ん中の妥当性評価ってということですか。
2:23:32	ですね 10 ページ、110、113 ページは設計要求事項検討表なんですけども、開いていただきましてこの設計規模検討表の
2:23:43	左欄ですね、僕は設計に用いる情報つまり設計インプットになるんですが、その下にですね、擾乱委員としまして、作成審査承認の上ラインがついております。ここのことを指しております。
2:24:04	すいません。そのことを指してますというのがわかるように、112 ページに書いてあるんですかっていう、いうことをお聞きしたんですけど余りに漠としてわからない。
2:24:16	助っ人ってということです。
2:24:18	弓削電車でございます。ちょっとこれは記載を拡充させていただきます。ちょっと 01 と 1 ポツが間違ったりするので、112 ページに書いてある設計に用いる情報の明確化としてと書いてある文章の後に、
2:24:33	①機能及び制度に係る要求事項これが 113 ページの 1 ポツ、設計に用いる情報過去インプットの 1 ポツに該当します。
2:24:47	115 ページにいきますと 2 ポツ従前の類似したうんたらかんたら、言葉がありますこれが 112 ページに②、
2:24:55	112 ページの③の関係法令と言っているのが 115 ページでいく、関係法令 3 ポツということでそれぞれのこのインプットの欄に書いてある項目を記載をするということがまず作成側でやって、
2:25:09	その後、審査承認の過程で、その点、妥当性を確認し、合意をしてあげていくということが、やっていること、もう 1 点の関係がわかるように 112 ページが記載を拡充させていただきます。以上です。
2:25:25	はい。補足ですよろしく申し上げます。今の言われた左の欄のインプットのところを書く。
2:25:31	だけだと、このページのエビデンスの意味が多分なくて、真ん中の欄、
2:25:38	左のアウトプットというところまで含めて、プロセスがあり、それは
2:25:45	内容を確認して内容か、妥当性確認ということプロセスでその結果を、
2:25:52	左下の小児、
2:25:55	何で
2:25:57	表すと、
2:25:58	ということだと思いますので、まずそこら辺の一連がわかるように 112 ページに書いていただいて、
2:26:06	エビデンスに繋がるようにということをお願いします。それで言うとその前の紙。

2:26:13	資料の対応状況とかも、大分レビューを一連のリストにさせていただいて、意味合いはわかるんですけど、
2:26:25	その次から結局エビデンスがベタ張りになっているということがあってですね。
2:26:31	どれをどのページ見ればいいんだっていうのがわかりにくいところがあるので、通しページでも、枝番なりなんなりフルでも構わないんですけど、
2:26:41	ちゃんとリンクが張れるように
2:26:44	しておいていただけるとなと思います。一応日付とかを見ればわかるって言えばわかるんですけど、
2:26:50	お願いします。で、
2:26:54	7月に追加でレビューされたっていったところろうについて少しエビデンスの数、説明をしていただいてどんな内容を議論したかっていうのを説明いただいていいでしょうか。
2:27:14	できますかね。
2:27:20	少々お待ちください。
2:29:18	大井。
2:29:20	すいません、日本イシハラです。誰もしゃべらない。
2:29:24	えっとですね、右下で、先ほど表があってちょっと若干位置付けが間違っているような気もしないでもないので、
2:29:34	先ほどまとめの表で
2:29:38	共用の方が57ページで2022年の7月というのが、1235追加されていて2122、22。
2:29:50	2525になってます。
2:29:53	今エビデンスついているのが右下73ページから7月の項目になっていて、
2:30:00	これはおそらく設計主管課のレビューの22日のものだと思っております。ここで、7月で追加した分の一つで、
2:30:11	共用について遮へいの壁の取り扱いだったり等、火災の
2:30:20	感知設備だ当たりの共用であったりという設計の進捗、審査のやりとりも踏まえた上での進捗に応じて、7月に何回かやりとりをしています。
2:30:35	ということで7月22日の設計審査委員会の議事録が77ページからついております香田狩野(1)番、(2)番が、
2:30:48	それぞれさ、施設側と再処理側でそれぞれ主管箇所になっているところが挙げていると。

2:30:56	例えば 78 ページ見ていただきますと遮へいのやつの外壁の一部の話を、今回新たに対応するというのでやりとりをされていると、いうこと でございます。
2:31:10	結局はどういう範囲を対象にするのか、何が目的なのかというところを ちゃんと明確にしないのというやりとりが 79 ページでのやりとりだ というの、
2:31:21	ことで考えております。
2:31:23	7 月 25 日のシリーズが右下 82 ページからあります。
2:31:30	これを最終的な、確かやりとりを踏まえて共用の範囲について最終的な 形としてこういう整理しますよということを再度、
2:31:44	設計レビュー主管課のレビューと新設計審査委員会のレビューというの をお掛けたということだと、記憶をしますそういうやりとりを、7 月 何回かやりとりをさせていただいているということでございます。
2:31:57	設計審査委員会で 7 月 25 日の議事録が、86 ページですね 20 日とあま り変わりはないです。外壁の話を数しているということで最終的にこ ういう形で共用の範囲の説明をしますよということを、
2:32:12	最終確認のレビューをしたのが、7 月 25 日ということでございます。
2:32:17	補正の
2:32:20	後日、
2:32:21	ですね。はい。ございました。はい。以上です。
2:32:26	はい。コサクです
2:32:29	そうなんですよね。レビューレビューが終わって、補正の形が決まるっ てということだとは思いますが。
2:32:40	と内容的に言うとなんでこのタイミングなんだっけっていうのが、
2:32:45	随分と遅いなっていう気もするんですけどそのあたりどんななんなんです かね。
2:33:02	4 A のトリハラです。
2:33:05	共用の中の遮へいに関する共用部で、
2:33:09	最後の設計審査委員会へかけたのですけれども、なかなか委員会のコメ ントにすいません小体型でなくてですねうまく答えが答えていたのが、
2:33:19	25 日当日になっていたというところでございます。
2:33:23	以上です。
2:33:25	はい。規制庁コサクですうまく答えきれなかったっていうの内容って どんなのか説明いただけますか。
2:33:36	日本原燃の福井でございます。

2:33:38	具体的に外壁の一部というところがございまして、具体的にどこかというところを説明する際にですね、ちょっと、
2:33:49	説明がしきれなかったというところで、25日の日に、
2:33:54	具体的な場所をまず示しまして、そこで了解終えたというところで、そういったやりとりをしたということで、25日まで上がってしまったというところがございます。
2:34:07	規制庁蘇武です
2:34:09	一部というのは、結局その遮へいとして期待する場所とかっていうようなことだと思うんですけど、なぜ
2:34:18	説明に時間を要したかって言うのを教えていただけますか。
2:34:26	日本原燃の福井でございます。
2:34:30	元口頭で説明、委員会の場で説明したのですが、
2:34:38	随時小さな場所っていうところが、ちょっとイメージがつかないというところがございますしてその時に手用いの資料がちょっと、
2:34:51	ん中では説明しきれなかったというところで、改めて、そういった図面関係を用意しまして、説明したという。
2:35:00	ふうな経緯がございます。
2:35:05	はい。規制庁コサクです状況わかりました結局は、内容をお話をして、その一部っていうのが場所が明確になっている。
2:35:16	ていうふうに判断されたということでもいいですかね。
2:35:20	はい。その通りで、日本原燃福井でございますその通りでございます。
2:35:25	はい。規制庁、蘇武ですわかりました。それでマスキングの箇所にたびたびで申し訳ないんですけど、
2:35:32	これはどういう趣旨ですか。
2:35:39	規制庁、蘇武です具体的には、通し78ページ以降とかで、結構後半2、マスキングかかってたりしますけど、
2:35:51	確かに仕様に絡む部分。
2:35:54	再処理の使用に係る部分が入ってないもないんですけど、
2:35:58	こんなに全体になるのかなっていうのもちょっとよくわからなかったの
2:36:03	で、
2:36:03	日本原電車でございますちょっとマスキングしたものにもう一度確認をしておきますばっと見て恐縮です現状からいきますとおそらく、
2:36:13	この共用にかかる議題以外のものを全部マスキングしてるという形になってると思います仲三野。

2:36:20	なんて言うんすかね傾聴かかわらず、完全に今の形でいきますと、例えば77ページ(1)(2)が供用に関わる議題ですけども、その下にある議題からマスキングしてますのでこれに関するもの一切合財、
2:36:33	全部それ以降マスキングしてるように見えますので、これが適切かどうかちょっともう一度関係者確認した上で、適正化できる範囲をさせていただきたいと思います。以上です。
2:36:44	すいません規制庁コサクです趣旨はわかりました。だから
2:36:49	商業機密云々というよりは本件の説明とは関連しないところっていうことですね。はい。と思われそうです。
2:37:00	はい。規制庁コサクそうであれば確かに説明いただく必要はないんですけど、
2:37:07	どうしますかね
2:37:09	ます。
2:37:10	金期開示情報でマスキングというよりはまず、
2:37:15	その部分抜粋しますよなのか。
2:37:18	ちょっとあの、
2:37:19	整理の仕方を考えていただいた方がいいかなというふうに思います。
2:37:24	はい、弓削西浦でございますはい関係する部分の抜粋かもしくはグレーのハッチングしたみたいにしてます見日本語は見えるしても、
2:37:34	対象じゃないよということがわかるようにするとか何かちょっともうちょっと工夫ができないかなと思いますので、関係者と調整させていただきたいと思います。以上です。
2:37:44	はい、古作ですよろしく。
2:37:46	します。
2:37:47	ちょっとすみません途中で止めてしまったので説明続けていただければと思います。
2:37:54	はい。ありがとうございます。
2:38:02	引き続き、説明資料2-7から、
2:38:06	説明会させていただきます。右下ページ129ページからになります。
2:38:11	2-7。では
2:38:14	設計要求事項検討表の設計派遣とアウトプットの設定内容説明をしておりますが、その
2:38:22	これ設計要求事項検討表則説明資料2-5、2の方に情報が入りますので、そういった資料、

2:38:28	ここに記載される情報の整理をいたしました。設計の検討であるとかアウトプットの話は、補足説明資料 2-5 の方に記載を変え、変えております。
2:38:46	では、引き続き補足説明資料 2-9 になります。右下ページ 143 ページになります。
2:38:56	2-9 では采配事業変更許可申請書の作成フローというものを業務管理部署として定めておりましたそれをエビデンスとして添付させていただいております。
2:39:08	前回のヒアリングで、コメントとしていただきましたも
2:39:12	業務フローといいますか、業務管理文書については形式的なチェックを行うように、読みますと、申請書の内容については、
2:39:22	のレビューについて、
2:39:25	S Nレビューはどのようにやられてるんですかということで、コメントをいただきましたそれについて前回は、
2:39:32	レビューの内容について再整理確認させていただいて、市の補足説明資料修正させていただきますということで回答させていただいております。確認しまして
2:39:42	最後の業務変更許可申請書作成フローというのは、ご指摘の通り、まさに取りまとめた後の形式的なチェックを実施するための書類になっております。
2:39:57	ここで、
2:40:00	もともと添付書類 9 で、要求した設計の計画であるとか、レビューの話、あとはさっき、先ほど言いましたインプットアウトプットの話というのは、設計を主管する箇所が作成する設計。
2:40:12	設計活動の中で実施されております。今まで全体で前段で説明してきておりました、レビューであるとか設計の計画であるとか設計要求事項検討表ですね、その中で説明して、
2:40:23	その場で活動してその中で、申請書案まで作成してレビューを実施しておりますレビューというのは冒頭で説明させていただきました設計審査委員会等でのレビューになります。
2:40:36	そういった形で申請書案までの設計を主管する箇所において、作成し、今回のこの補足説明資料 2-9 という形では、それを申請書の形にパッケージングして、最終的な形式的なチェックを行うというところがこの目的になっております。
2:40:53	そのような説明前回のので、うまくできておりませんでしたので
2:40:58	143 ページの説明は、記載を修正させていただいて、

2:41:03	おります。
2:41:19	1時間。すいません。規制庁、尾崎です。今の説明は理解しました。一方で、
2:41:27	申請内容が大分その審査会合を経ていろいろと検討を加えてというところの品質管理っていう関係では、
2:41:37	最終的には今のページで飛ばしている、2-10とかの、
2:41:45	資料とかでのレビューということになるんだと思うんですけど、それまでの過程での、
2:41:51	作業とかっていうのの品質管理っていうのは何か、
2:41:55	今回、この資料で手当されますか。
2:42:22	日本原燃一条でございますすみません、ちょっと時間遅れがありましてすいません。おっしゃっていただいているように今、この作成フロー、いわゆる正式に最終的に出す書類の形としての、
2:42:37	記録になってます設工事でやってるようなレビューボードであったりいろんな中身をラインでチェックする階層ごとのいろんなチェックであったりという形に、
2:42:47	実際はやってるんですけどもエビデンスを残すという意味での形式というのがなかなか、
2:42:53	変な意味で許可が追いついてないのが実態だと思ってます。
2:42:59	とはいえ、
2:43:03	新規制基準時にやっていたときには確かルールを作って、一次チェック二次チェックとかでいろいろとエビデンスを残した判子を押ししてその書類としてある形態で、
2:43:14	出していたものに対していろんなエビデンスを作ってたという記憶もあるので、それとの関係で一体なぜこうなってしまうのかっていうところは、ちょっと若干、個人的にも違和感がありますね。
2:43:26	ちょっと実際本当に他に、
2:43:28	で起こるものが温度にないのかっていうのをもう一度ちょっと確認をさせていただこうと思います
2:43:33	もともとちゃんとそういう手当がしてあったはずなので、それと次、今の書いていることが余りにもミスマッチだなという気はしていますので、ちょっともう一度、こちらで確認をさせていただく時間をいただければと思います。以上です。
2:43:48	はい。補足です。

2:43:50	あまり過剰に今から作業していただくのとは思いつつですね、全体像が誤解されてもいけないので、最低限そのプロセスとしてそういうのがあって対応してるということだったり、
2:44:06	1例なり、こんなふうにしてますっていうことがわかればと思いますので、検討よろしくをお願いします。
2:44:14	はい、日本石田でございますはい。承知いたしました。
2:44:22	4下、日本原電スモモザワです。説明を続けさせていただきます。
2:44:28	続いてヒアリングで、
2:44:31	説明資料、補足説明資料2-13になります。
2:44:35	右下ページ189ページからになります。
2:44:42	前回
2:44:44	設計変更の適切なタイミングが実施されなかったことについて、なぜこのようなことが起こったのかというようなところで、少しやりとりさせていただきました。設計の計画、
2:44:56	について、
2:44:58	後程不適合管理のところでも説明がありますが、設計の計画が変更タイミングがうまくいってなかったことについて、前回説明させていただきましたCR登録して、今後改善を図っていきますということ。
2:45:12	説明させていただきました。それについては、
2:45:17	現状少し
2:45:19	進捗を、ありますので、少し口頭ですが説明させていただきたいと思っております。当選をした後、7月、
2:45:28	27日に、
2:45:34	再度CR登録を実施させていただきまして、そこでCAPシステムの浸透の話と、設計変更適切を行うことに対する改善について、登録させていただいております。
2:45:46	各システムの浸透についてはeラーニングという形で社内教育を現在実施中です。設計変更が適切に行われたと、行われなかったことについては、設計変更計画に関する情報の
2:46:00	曖昧さがありましたので、その曖昧さをなくすべく、設計の計画の優良サンプルを、さテストしたひな形を作って、社内に展開していくことを今予定しております。
2:46:16	2-13のこの補足説明資料に関してはちょっとその話は今、開発買い取りませんがそういった改善は今のところ進めてますというところの説明をさせていただきました。
2:46:29	規制庁小阪です。すいません今の話は190ページの最後に今後、

2:46:36	更新の仕組みについて完全を図っていくというところの具体。
2:46:42	を言われたってことで理解すればいいんでしょう。はい。その通りです。
2:46:49	はい。規制庁草場です。わかりました。
2:46:58	続いて日本原燃十河です。説明続けさせていただきます。続きまして補足説明資料3-4になります。
2:47:10	右下ページ275ページになります。
2:47:21	ここ供給者、調達を行って供給者の品質保証計画書についてなんですが、品質保証計画書、
2:47:29	がついてこんなものありますと、品質保証計画書のエビデンスがつけただけだったんですが、1000、品質保証計画書の中身について、どのような調達をしているのか、
2:47:43	について少しこの276ページの説明を
2:47:48	付記させていただきました。供給者が提出するヒンソウショウ計画書については、調達、社内の調達管理予測に基づいて、言い方要求を満足する内容であることが求められるとして当時、
2:48:00	個人保証計画書に要求記載すべき要求を、
2:48:05	要求事項をここに並べさせていただいております。
2:48:17	続きまして資料3-7になります。
2:48:23	右下ページ289ページですね。ここ文書及び記録の管理としまして、記載させていただいております。前々回のヒアリング、
2:48:38	保存期間の話の説明させていただきましたがそれに関する説明が、この289ページにな全くありませんでしたので今後それを前回の
2:48:50	ヒアリングのご指摘を踏まえて追記したものです。
2:48:57	正式に社内の記録登録をする前に、かなり設計を主管する箇所の課題において、ローカル管理をしておりましたと。その間の
2:49:07	期間は一応かなりの仕掛け品として10年と、その期間を設定する仮設定させていただいてその後、社内の正式登録にあたっては、設計管理の
2:49:18	ルール内で定めております、年として、負担をしているというような実績を説明させていただいたものです。その説明についてこの289ページの修文させていただきました。
2:49:33	前回7月20日のヒアリングで受けた
2:49:39	いただいたコメントに対する関係性修正は以上の通りになります。
2:49:49	はい。規制庁コサクです説明ありがとうございました。途中でいろいろとコメントさせていただきましたので、その辺りの対応いただければと思います。

2:49:59	やはり
2:50:01	言われたように、設計の見直しを適時やるというか設計というか、計画の見直しですか、設計見直しも含めてですけど、
2:50:12	計画の見直しってのをしっかりやってその計画で、
2:50:16	実際にやる、実際にやるービジョンが見えるように計画を立てると言った方がいいかもしれませんが、それをなるべく先ほど言われたCAPシステムでの今後の検討というのを進めていただければと思います。以上です。
2:50:35	ありがとうございます。
2:50:40	はい。規制庁の話その他何かございますでしょうか。
2:50:49	規制庁高梨です。ちょっとね念のための確認なんですけれどもこの資料、他の資料と同一の提携だと思んですけども6ページのところで、
2:51:01	四角の塚越の中に下線は変更前からの
2:51:07	要は、既許可から変更事項それから四角は前回技術課の変更箇所ということで記載されているんですが、
2:51:13	今回の資料に関してこの7ページ以降のこの概要とか基本方針
2:51:19	この部分ですね、2の記載に関しては特に下線と見当たらないんですがその変更は、
2:51:24	要は前期からの変更はないということでよろしいのでしょうか。中の確認です。
2:51:29	日本原燃スモモザワです。ご認識の通り変更箇所はありません。以上です。
2:51:34	はい規制庁鷹野先生ありがとうございます。
2:51:40	規制庁とかその他何かございますでしょうか。
2:51:49	それでは今のところもしね修正等のがあったかと思しますので振り通りの振り返りをお願いできますでしょうか。
2:52:00	日本原燃スモモザワです。振り返りさせていただきます。
2:52:06	資料全般について野瀬。
2:52:08	後、説明資料の一番最初の説明資料と、つけているエビデンスの紐づけについてです
2:52:18	枝番やのページをリンクさせる等で、この説明が、このエビデンスと何を指してるかについて、記載を拡充させていただきたいと思っております。
2:52:34	あとDB共用の設計の設計、
2:52:40	設計レビューの実績について、申し訳ありませんで、実態、実態、

2:52:45	表でありました。実績値 22 年 7 月 21 日の設計レビューの記録が A I D エビデンスとして抜けているようですので、それを修正、追加追記させていただきます。
2:53:01	あと、特に野瀬続きまして設計審査委員会の議事録等について、マスキング箇所について正しい範囲なのか、ちょうどさ再度確認させていただきます。
2:53:18	続きまして申請書を作成する過程において、
2:53:25	業務業務管理文書として確認のフローがついてますが、まず申請書作成の策定の過程の品質チェックについてどのような実態の記憶があるかということについて、
2:53:35	そのプロセスを再確認させていただいて必要であればこの資料を修正させていただきますか別途説明させていただきたいと思っております。
2:53:43	以上です。
2:53:47	はい規制庁鷹野先生振り返りありがとうございます衛藤助修正のスケジュール感は他の資料と同じということでしょうか。
2:53:58	右田スモモザワです。
2:54:01	他のスケジュールと同じで問題ありません。以上です。
2:54:07	はい規制庁タカナシ先生ありがとうございます。
2:54:10	それではその他、全体を通してですけれども、確認コメント等ございましたらお願いいたします。
2:54:30	規制庁高橋です。特にないようでしたすいません。ちょっと 1 点だけ私の方から確認で、今回修正がなかった資料については提出がなかったということなんで、ちょっとあれですけれども、
2:54:43	補正の内容そのものでちょっと 1 点確認させていただきたいことがありますので、ちょっとここで事実確認させていただきたいと思えます。
2:54:53	補正で提出があった下に多分 2-2 のページというのが、にある予定最初に数量の数、数値のところのちょっと確認をさせていただきたいんですがよろしいでしょうか。
2:55:09	はい。日本原燃大庭です。はい。よろしく申し上げます。はい。まずですね、予定再生するようなところで、令和 5 年 6 年のところに数値が来てのその他ごめんなさい。令和 4 年から 6 のところには数値が入っていて、
2:55:24	7 年以降は未定となってこれからの計画計画等に基づいてのことだと思いますけれども、この数値の根拠ですから考え方をちょっと
2:55:33	説明していただけますでしょうかまずは、
2:55:39	記載している数値については、再処理用については、当社の

2:55:45	想定される操業を工程を踏まえて、どれだけの燃料をせん断できるかという、
2:55:54	数量の再処理の可能量っていうんですけども当社として最初にできる量を
2:56:01	再処理機構さんの方に計上しまして、その数字を上限として再処理機構の方でプルトニウムバランス等を考慮して、これだけの再処理をしてくださいということで再処理の実施中期計画ですね。
2:56:14	そして中期計画に定められると。
2:56:17	その数値を記載をしているという流れになってございます。
2:56:21	以上です。
2:56:23	はい。規制庁高橋です。その数値については今のご説明だったかと思うんですけどそれぞれを踏まえてなんですけど、今般竣工の時期というんですかね、その辺のところもですね、
2:56:36	先日の社長社長の会見でもですね、検討するようなことがあったんですがその辺の見直しがかかると思うんですけども、その辺についての
2:56:46	ここの数値ってのは今後、変わるかどうか或いは、今検討されてるかどうかというところをちょっと事実関係をお聞かせいただけますでしょうか。
2:56:56	はい。
2:56:57	日本原燃大場。
2:57:00	関谷。
2:57:04	院長。
2:57:07	日本原燃大庭です。
2:57:09	ご指摘ありましたように、今工程を見直す方向で検討しているということで、当社の方から、
2:57:19	定例の記者懇等で発表しておりますので、それを踏まえすと数値が変わってくる可能性はございますがちょっとまだ現時点で、
2:57:29	当社として決めているところがございませんので現時点でちょっとその数字がどうなるかというところは答えを持ち合わせていないんですけども、変更すると、変わり得る数字であることは確かです。
2:57:42	以上です。
2:57:44	はい。規制庁高橋です。ということは、今回のこの補正に関してはこの数字、要は計画見直し前の数字ということで、
2:57:56	そのでいくと思うんですけども、ちょっとこの後でまた検討を進めて、どこかの段階で数字が変わってくるということ、可能性があるということ。

2:58:06	でよろしいという理解でよろしいでしょうか。
2:58:09	リレー社でございます。ご指摘の件をドッキングされているという点、何か今ひとつ掴みきれなくてあれなんですけど、
2:58:19	工事計画については当然法律に基づいて変更があれば届け出もしますし、最初については使用計画で、最初利用も含めて全体、
2:58:29	年1月末でしたかね法律基づくと提示、提出届け出をさせていただくことになってますので、そういった断面断面で最新の情報を反映させていただくということだと思います。以上です。
2:58:42	規制庁高瀬わかりました規制庁の話でわかりました。いや今回の補正のところでもたまたま数値が、どなたがみんな変わるかというのをちょっと確認したかったというところが趣旨でございます。ではまた
2:58:55	周全体計画の見直しのタイミングで、数値が変わったところでもた
2:59:00	すいません。
2:59:02	はい成長コサクですけど、これ本文事項じゃないですよ。
2:59:07	はい。添付SDそこも含めて先ほど何を危惧されているか私も掴みきれないと言ったのはその点でした。以上です。
2:59:17	はいコサクです。なのでちょっと高梨さん、もうちょっと、
2:59:21	その許可での扱いについてを整理した上で発言されないと思うんですけど。
2:59:30	今回補正がされてですね、処分をしていくというタイミングと社長が見直すという、見直しの決定をするタイミングの前後関係で、
2:59:40	まだ許可をしてなければ、この部分に変更になりましたと言って補正がされることはあり得るかもしれないんですけど、
2:59:50	許可の後、
2:59:52	変更された場合には手続きには当たらないと思うんですが、その点で、
3:00:00	あれですかね処分前2、
3:00:02	ここが見直される可能性があるかどうかみたいなことを聞きたいってことですかね。
3:00:07	そうですねのタイミングをちょっと確認をしておきたいというところなんです。あとはもともとその数値の根拠もあわせてということで確認をしておきたいということがありましたけれども、
3:00:19	右下でございます。そういうことにいきますと社長が7月末ですか人に検討するという発言はさせていただきましたがその後の決定的な決定したということも言ってませんしまだ社内の検討中でもありますので、
3:00:34	現時点でそういうことがないということが事実かと思えますはい。
3:00:40	はい。規制庁富樫です承知いたし、理解いたしました。

3:00:45	規制庁コサクですせっかくなので
3:00:48	確認させてもらおうと、一応社長の話としては、年内目途に何らか見通しをたいということなので、
3:00:58	緊急に何かその計画を
3:01:01	見えるようにしていくというフェーズまでは行っていないのかなと思えばここ当面についてはここを見直す期時期には至っていないので、
3:01:12	先ほど説明あったように070、170 みたいなところは、実施可能量的な意味合いで書いてて、実際これ、中期計画もうこれをもとに、
3:01:25	この量で計画立てられているとは思いますが、
3:01:32	それはあくまで暫定的なものであって、実際に社長が言われたようなところでの見直しができ、それに応じて整理がついたところで実際の処理量というのを決めていくという、
3:01:48	フェーズになるんだろうなと思ってるんですけど、その理解でいいですかね。
3:01:53	はい、日本エリアでございますはい。今おっしゃっていただいたような流れになると思っております。以上です。
3:02:00	はい、規制庁コサクですわかりました。高橋さんよろしいですか。規制庁外川ですありがとうございますすいませんちょっと少し言葉足らずで恐縮でした。
3:02:09	はい。
3:02:10	その他は何か確認等ございましたらお願いいたします。
3:02:20	それで規制庁タカナン私の方がちょっともう1点だけ今回のご提出の資料で、パワーポイントの資料が一つ入ってたかと思うんですけどもこちらの位置付けというか、扱い。
3:02:31	はどのようなものなのかをちょっとご説明いただけますでしょうか。
3:02:35	はい。日本原燃志田でございます。まとめ紙ではもともとあれですね事業変更許可特に有毒ガスの方でどういう流れで全体のスキームを作っていくのか各条文の
3:02:48	関係相関関係がどうなのかというところ、ガイドとの関係であったりというところがうまく整理できてなかったところがあったので全体まとめ資料というのを作った上で、
3:02:59	そのスキームに従って各条に展開していくというので、当初、このまとめ資料を作らせていただいていた。現状会議は整理も終わって各場に展開をできているという状況で、

3:03:12	逆にこの資料自体のもともと持ってた役割自体はある程度終わったのかなと思いつつも、もともと出していた資料でしたので、現状の最新の情報を反映させていただいたということでございます。
3:03:25	全体のサマリーとして活用できるかなと思いつつも作らせていただきましたので改めてこの資料について我々が説明するという事は特に考えておりませんでした。以上です。
3:03:38	はい、規制庁高木社長ありがとうございます。
3:03:42	その他何か確認、コメント等ございましたらお願いいたします。
3:04:02	規制庁高橋です規制庁が原燃がどちらでもよろしいですけども何か忘れてることを確認することがございましたらお願いいたします。
3:04:13	表現が特にございません。
3:04:15	規制庁コサクです大体は17日に資料を提示されるということですけど、今日の
3:04:24	そのやりとりの結果、
3:04:26	状況を踏まえると、淡々と直せばいいだけというところ搭載整理をしますというようところがあって、後者部分は、もしかするとヒアリングが必要かもなど。
3:04:38	いう気もするんですけどそのあたりは整理したところでまた調整っていうことでよろしいのでしょうか。
3:04:44	はい、日本イシハラでございます午前中の設工認時に誘導ガスも含めて全体ヒアリングと思って発言したのは、この件があって、
3:04:55	文例がおっしゃる通り二つに分かれるなあと。
3:04:58	直した上でヒアリング得るものと直して提出をさせていただいて事実確認はまた電話等でやらせていただくというフェーズのもの、あると思つたので一応修正の内容も、チェックをしながらヒアリングのスケジュール必要であればどっかに入れるということは、
3:05:14	こちらの方でハンドリングさせていただいて事務局とも相談させていただこうかなと思つてました。以上です。
3:05:23	はい規制庁コサクです。わかりましたこちらもし提示されたところでですね確認が必要か否かっていうところも、整理をしなきゃいけないかなと思つてますので、
3:05:34	適宜相談いただければと思います。以上です。
3:05:43	はい規制庁タマウチその他何かございますでしょうか。
3:05:54	はい。規制庁鷹野先生よろしければ、これで録音を停止、まず録音を提出します。

3:06:03	高梨さんすいません、まず提出して、ヒアリングを終了してからですね、ごめんなさい。よろしければ、これで本日のヒアリングを終了いたします。
3:06:20	よろしいでしょうか。
3:06:25	はい、それでは録音を停止します。